

## 「第5回高知県南海地震条例づくり検討会」

日 時 平成 18 年 9 月 12 日 (火)

出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：

青木宏治副会長、小野政子委員、武市幸子委員、半田雅典委員、久松朋水委員、  
多賀谷宏三委員、藤原亨委員、上田瀧雄副会長

事務局：高知県危機管理課

---

(事務局)

それでは定刻より数分早いようですけども、委員の皆さまお集まりですので、検討会を始めたいと思います。ただ今から第5回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。本日はお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

まず最初に本日の配布資料でございますが、お手元に資料1、これはテーマの総括表でございます。それから資料2は、ナンバー15と、ナンバー18から36まで。それから資料3といたしまして、事務局のまとめました関連施策の整理票、ナンバー13からナンバー21までございます。ページの下のほうに3-1から3-25というふうに番号をふっております。以上の資料1、2、3はよろしいでしょうか。その前に、若干、検討会の参考資料といたしまして、事前に事務局のほうから送付させていただきました資料がございますので、事務局からその資料についてご説明申し上げます。

委員に事前に送らせていただいた今回の資料のほかに、南海地震による被害想定について、ピーク時に25万ほどの断水世帯も加えての避難者数を見直したという資料について市町村ごととに算定した個表などがあるんですかという質問が、久松委員から前回の会でありましたので、それに関する県が発表しました資料を同封させていただいています。

それからまた、前回の会の終わりに、それぞれ皆さんが周知しておきたいこと等をお伺いした中で土居委員からお話のありました、9月14日に地域住民を守る災害救護救援研修会の要綱について同封させていただいています。日程が9月14日、あさってですので、もしご希望の方はお申し込みをしていただけたらと思います。

それから、今回の封筒ではなく、その前に送らせていただいた柿色の資料があります。これは災害時要援護者支援ネットワークづくりに向けての提言、2005年3月に高知県災害時要援護者防災ネットワーク検討委員会が作成した提言集が同封されていたと思います。これと今回同封いたしました在宅要医療者の災害対応という冊子については、今回の資料の資料3、ナンバー19、下のページでいきますと3-18の中に触れられている提言とパンフレットのことで。それからまた、ブルーの、地域防災計画の一般対策編、震災対策編及び火災及び事故災害対策編については、平成18年5月に修正がされました。皆さんにはコピーしたものを以前にお渡ししていましたが、製本化されましたので見ていただけたらと思います。内容は全然変わっておりませんが、製本されておりますのでこちらのほうご覧いただき、条例づくりの中身と地域防災計画の中身が関わってくる点などありますので、参考にしていただけたらと思います。

それでは早速、会議に移らせていただきます。本日も欠席の委員は岡村委員、細川委員、西坂委員、土居委員の4名が欠席というふうにご連絡をいただいております。12名のうち8名の

出席をいただいておりますので、過半数の出席が認められますので設置要綱 5 条 2 項の規定によりまして本検討会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは早速議事に入りますけども、議事でございますが検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が議長となるというふうに定められておりますけども、岡村会長がご病気のため欠席となっておりますので、要綱の第 4 条の規定に基づきまして前回に引き続き青木副会長に職務を代理していただき、会長代理として本検討会の進行をお願いしたいと思います。それでは青木副会長、よろしくお願いいたします。

(青木副会長)

引き続き進行をさせていただきます。8 月 30 日に岡村会長は手術されて一般病棟というところで療養中ということです。前回言いましたように不慣れというか、岡村さんのように質問されたら自分で答えるということができない知識とか持っていません。議事はできるだけ円滑に進めて整理はしていこうとは思いますが、できるだけ活発なご意見をいただいて段取りよくシートに従って意見を集約して、ともかく南海地震条例に盛り込むテーマないしは項目について、備えのところまでいきたいと思えます。

1 枚目、今日、資料 1 のところで出ている前回残している先ほど伺いました 15 です。スケジュールでは 18 のところで、半田委員に 10 分ほど関連するご説明をいただけるということになっています。進行については 5 時までの長丁場ですので、前は不手際で休みを 1 回しか取れませんでしたけれども、2 回は取っていききたいというふうに思っていますので、ご協力よろしくお願いいたします。今後のことを含めて最後に 10 分ほど、事務局のほうから連絡がありますのでその時間も含めてということできたいと思えます。

それでは、積み残しの分ですが、資料 2 のナンバー 15 です。避難生活や被災生活を送るというテーマで、これは応急・復旧の部分です。これはしばらく応急・復旧の部分を検討し、備えの所に行く、というふうになります。それでは応急・復旧の所で、被災者への情報提供についてです。心配でしたらいろんなことが思い浮かぶと思えますけれども、記入していただいているものを具体的に、質問を含めて、項目記入された当事者がおられると思えますので、発言をよろしくお願いいたします。これについて事務局からありましたか。

(事務局)

整理票としてはまとめていませんが、簡単にご説明をさせていただきます。地震発生直後については情報がどうしても不足がちになります。必要以上に不安を抱くということになるため、的確な情報提供という事が大変重要になってまいります。その後、災害からの時間経過に伴って被災された方が必要とする情報というのは刻々と変化してまいりますので、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するといったことが必要になります。情報提供の方法としましてはテレビやラジオ、新聞、広報誌、インターネットといった一般的な方法だけではなく、避難所への情報の掲示であるとか臨時の FM 局を開設するなど、あらゆる媒体を活用して提供していくという必要がございます。また、情報が伝わりにくい障害者の方や外国人の方などに対しては、団体やボランティアなどと連携をして、それぞれの特性に配慮した情報伝達の方法といったものを確立することが必要となってまいります。被災者の情報提供に関しては以上です。

(青木副会長)

それに関連しての発言はありますか。毎回ですけど記録の関係でお名前をお願いします。

(藤原委員)

応急・復旧段階のことで、情報を被災者の方へということですが、これはある時期が来たらボランティアの方々の活動が始まると思うんですが、ボランティアを通して情報のいきにくいところへ、ボランティアの方が情報を持ってその地域に入るといったことは、実際そういう形も多くあるのではないかなと思うんですが、半田委員さんどうでしょうか。

(半田委員)

災害ボランティアセンターというボランティア活動の拠点ができますので、災害対策本部などと常に連絡取り合っ、災害ボランティアセンターの方でもそのような情報は掲示しておくという対応は可能です。

(藤原委員)

そういうところには情報がいくと思うんですね。避難場所にもある程度情報は来ると思いますが、それから避難場所に行けない方々に対しての情報なりを実際それぞれに避難場所から伝えるということは困難と思うんです。実質問題、このボランティアの方が活動される中で、そういう孤立というか避難できていないところに情報を伝えていくという役割的なものも付加できないのかなと思ひまして。

(半田委員)

瓦版的な形で、災対本部などが発行するようなペーパーがありましたら、活動先のお宅に配布するという事は可能ですし、それを配布するようなボランティア活動も一つの活動メニューとして行うことは可能だと思います。ただ、すべての人に抜けがないようにということろまでは、難しいかもしれませんけど。可能な範囲での協力はできると思ひます。

(藤原委員)

そこでこの被災者への情報提供のところ、そういった項目を入れるかどうかと思ひ、今ちょっと質問させていただきました。

(青木副会長)

応急・復旧と一緒にいるんですが、地震が発生して、一定落ち着くということはないんですが、生命が守られて、その後、応急のところが必要な情報と復旧段階とではだいぶ違ってくと思うんです。その辺についてはもう少しこう、必要な情報の種類、応急段階に必要な、特別必要な情報と、復旧段階に必要な情報というようなことの違ひっていつがあるのかなということも思ひつつ読みだりもしました。質問というよりはそういう発生直後に必要な情報と、応急というのがいつまでかというのはいろいろあるようすけれども、応急段階でっていうのもピーク時とすごい徐々に復旧に向かうべき時っていうのは、くさび形になってるもんだと思うんですね。そういう中でいけば情報の種類とか内容はちょっと違ひてくるのかなとか、緊急性だとか、手当の仕方だとかっていうのでも違ひてくるのかなということも思ひたりしました。

(半田委員)

応急・復旧段階という言葉の共有ということなんですけど、応急っていうのは基本的に災害発生後3日間を想定した時期のことでよろしいのでしょうか。よく72時間は命の救出が最優先されると言われている。その後、復旧ということの整理でよろしいですか。

そうなるかと確かに青木副会長が言われているように、3日間の情報提供とその後の情報提供というのは、やっぱり違いますよね。復旧段階には、ある程度新聞社などもいろんな情報提供ができやすくなってくると思うんですけど、発生後3日間っていうのはかなりの混乱期ですので、その時期の情報提供というところがかなり困難であると思います。後ほど説明しますが、応急段階では、災害ボランティアセンターもまだ立ち上がっているかどうかという微妙なところですので。

(上田副会長)

先ほど説明にあったように、時間の経過によって情報伝達手段も変わってくると思うんです。それで問題は、今瓦版の発行とかいう話も出ておりましたが、通信手段ですね、当初は全く携帯電話はもちろんラジオも、いろんなものを使えないという、配備もされてないという状況の中で、どうやって的確な情報を伝達して、しかも収集するかということだと思います。一つ、衛星携帯電話というのがありますね。普通、携帯電話は地上局があって、ケーブルでつながれた地上局があってそこで電波を受信したりするわけですが、山津波のようなものでタワーとかケーブルが切断されたら携帯電話はもう受けられないということです。公的機関で治安とかで災害活動に従事する機関では今、衛星携帯電話の導入が検討されております。この場合に災害対策本部も含めて、あるいはボランティアの拠点となるセンターや避難所といったところに、そういった衛星携帯電話を早期に配備して情報を速やかに伝達をします。そしてもちろん次にくる不安を解消できるんじゃないかというように考えますので、そういったことも検討していく必要があるのではないかと思います。以上です。

(多賀谷委員)

情報に関しては全体的に整理する必要があると思うんですね。これは地震が発生した時、直後からいろんな目的の情報が必要になる。最初のうちは狭い範囲でしょうけれども、最初事務局のほうからご説明がありましたように、要求される情報がだんだんと拡大してくると思うんですね。そういうものに対して誰がどういう責任をもって情報を発信するのか、その手段はどうするのかということはきちっと整理してやらなければいけないと思うんですが、おそらく県あたりでは県としての対応の仕方というのは多分ある程度は整理されていると思うんです。それをもう少し市民というか県民の立場でどうするのか、あるいは事業所としてはどうするのか、そういうふうなきめ細かい対応の仕方というものをある程度整理していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。その辺が重要じゃないかなということでございます。

(青木副会長)

緊急で発生したら、災害対策本部ができて、さまざまな集まってくるルートがあり、情報を収集、集約するセンターみたいなものがすぐは動くわけではないと思います。その辺については今、多賀谷委員のほうからありましたように整理しても、でも混乱状態ですよ、2日か

3日おそらくは噂だとかもいろいろ口コミで広がったりということもあります。

その点について事務局のほうはありますか。通信というか発生後、主としては応急段階だと思えますけど、そういう災害対策本部からはこうなっているとかが、こういう情報が出るというようなこともあれば、多賀谷委員への回答ということ含めてお願いできますか。

(事務局)

2年前に全戸配布しました「南海地震に備えちょき」という啓発冊子がありまして、そちらのほうでは、情報については県の広報や市町村の広報をマスコミ等を通じて送ると。またその情報については、避難所に来られない人までの状況把握は行政では無理ですし、そこまで末端に行くのはその自主防災活動の皆さまとかボランティアの皆さまを通じて、そこに避難所に県や市町村は情報を掲示するというような仕組みを作って、それから先、避難所に来られない人については皆さん協力して情報を避難所へ取りに来ていただく。食料や水、それから情報については避難所に集まりますので、そこへ取りに来てください、というふうに啓発上では書かせていただきました。聞いた話がデマかどうかなんていうのは、デマだと名前が付いているわけではありませんので、他方面のところと入ってきた情報を照らし合わせて、分からなければその情報の発信者に確認をしてデマでないかどうかを確認すると。それはできれば県の広報や、市町村の広報、それからマスコミ等を通じたもの、それから人が聞いたものも他方で確認をして、デマでないかを確認してくださいというふうに現在啓発させていただいています。

(青木副会長)

先週私の住む団地で午前中停電があったんです。昔は、電話は停電でも使用できたのですが、今は全部ファクスだとかが付いているので、電気が止まると電話は使えなくなるんですね。171というのは使えるんですか。

(事務局)

グレーと緑の電話は優先だそうですので、公衆電話が減っていますが、広域の公園とか避難場所のところにはまだそういうものが置かれています。日ごろから皆さんグレーと緑の電話のある場所を確認されて、そちらで10円を必ず持って171かけられるようにという啓発のほうは、させていただいています。

(青木副会長)

分かりました。だから耐震があっけきちっと守られたけど、家の電話はおそらく停電になれば駄目だということですね。そういう意味からいうと、昔の古いダイヤル式のほうがこういうときには有効だったかもしれないと。

(藤原委員)

今でも機種によって停電時でも使えるものもあります。ビジネス電話でも大体親機なんですけど、一番ポイントのところは、停電時でも使えるような機種があります。

(青木副会長)

そういうのであれば、そういうのを推奨したり、備えておくことはいかがでしょう。多分料

金はそれほど変わらないでしょうから。ファクスが切れても電話は使える。

では、次に進ませていただきます。ナンバー18で、ボランティアのところですか。これは、事務局がやってから半田さんのほうがいいんですか。

(事務局)

資料の3のナンバー13をご覧ください。整理票では、避難生活や被災生活を送るためのボランティアの受け入れや、活用についてまとめています。内容としましては、大規模な災害が発生した場合には、各種の援護を必要とする被災者が増大して、県や市町村、防災機関だけでは十分に対応することができないため、ボランティアなどの自発的な支援を積極的に受け入れることとなります。災害時におけるボランティア活動には、救助や救急、医療、介護などの専門の知識や技術、特定の資格を必要とする専門のボランティアと、被災者の生活支援を目的に、専門以外の作業に自主的に参加をする一般のボランティアと、二つのボランティアがあります。

実施主体としまして、市町村、県、関係団体は相互に連携をして、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づいて、ボランティアが円滑に活動できる環境を整備することとなります。

取り組み状況としましては、県社協では研修や広報活動、ピッピネットといわれるものによる情報提供、発信の取り組みが行われていますし、日赤などでは講習などの取り組みが行われているところです。また、国においては防災のエキスパートや砂防のボランティア、斜面判定士や被災建築物の応急危険度判定などの専門ボランティア制度が設けられているところです。

課題としましては、広く県民に対してボランティアに対する意識を高めていく取り組みを継続的に進めていく必要があること。また、災害時において行政とボランティアの間を取り持って、ボランティアの指導や総合調整にあたるボランティアコーディネーターの養成を行っていくこと。また、震災後は時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化してくることになりますので、被災者のニーズを把握して、ボランティア活動者に対する的確な情報提供を行っていくことなどが挙げられます。このテーマに関連しての説明は以上です。

(青木副会長)

そうしたら整理票、資料3のナンバー13の後ろに、災害ボランティア活動支援ネットワーク体制とかがありますが、その後に「南海地震における災害ボランティア活動」ということで半田委員に用意してもらっているの、それを10分程度、課題として見えている部分も含めて、説明いただけると思いますので、よろしくをお願いします。

(半田委員)

災害ボランティア活動の説明をさせていただきます。意外に知られてないことが多いですし、自主防災活動との違いもまだまだ整理されてないところもありますので、私の体験から、災害ボランティア活動の整理という部分と、感じた課題を説明させていただきます。

資料にありますように、この10年、11年ぐらいで大規模災害が起こっております。そして、95年の阪神・淡路大震災がボランティア元年というように、災害が起こるとボランティアが駆け付けて、救援活動、救援活動というか復旧活動を行うというのが一つの文化になってきております。阪神・淡路大震災のときには140万人の方がボランティアとして動かれたと言われておりますし、高知でいうと、98年の高知豪雨水害の際にも我々が把握するだけで約1万人のボランティアが、その3年後の2001年の西南豪雨でも約1万2,000人のボランティアが動いたと

いうようになっております。このように阪神大震災以降、大規模災害にはボランティアが復旧、復興の大きな力になるということが証明されているんじゃないかなと思います。

そこで少し時間の推移におけるそれぞれの助け合い活動、ボランティア活動ということを整理させていただいております。まず、災害発生時直後の緊急支援、応急期です。ここでは応急と復旧をあえて分けさせていただいております。この時期では隣近所の助け合いが主になってくると思います。近くの地域の人じゃないと助けることがなかなかできないということですね。活動内容としては声掛けとか避難所への誘導とか、救出、応急手当ということになると思います。ここは円滑にいくように今、自主防災組織だとかそういう助け合い活動ということ強化していくが必要ということだと思います。先ほど言いましたように3日間、72時間、この助け合いというか、命の救出ということが優先される期間だと思います。ただ南海地震のことを考えると3日なのか、もう少し期間がかかるんじゃないかなということが言われております。

その後生活を復旧させていく、なるべく元の生活に、暮らしに復旧していただくか、暮らしを支えていくってような生活復旧期に移行していきます。ここでも近所で助け合いっていうことの考え方もあるんですが、一帯が被害を受けている中では、なかなか助け合いにも限界があるというのが現実です。被災を受けていない、または被災の規模が少なかった、または復旧が早く進んだ方が、地域内外から駆け付けてボランティア活動が必要となるということです。自主防災組織もボランティア活動ですが、ここでいうボランティア活動はその復旧以降のボランティア活動、地域内外から集まるボランティアを指しております。ここでボランティアの思いや力を被災地のニーズ、被災された方のニーズにつなげる拠点が、災害ボランティアセンターです。この時期の活動内容は、ごみ処理、後片付け、心のケア、さらには避難所生活の長期生活の支援など様々な活動が求められてきます。また仮設住宅ができると、そこへの引っ越しの支援なんかも出てくるというような状況です。

その後、復興に向けて、個別の暮らしの生活支援などに移行していきませんが、この災害ボランティアセンターの活動というある意味、期間限定、緊急的なセンターというのは、地震の場合だと2~3カ月必要であることが想定されます。

次に、どのような体制でその災害ボランティア活動をサポートするのかということの説明します。我々地域の民間のボランティア関係団体は、災害ボランティア活動支援本部という組織をつくって、それぞれの被災地における災害ボランティアセンターの後方支援をしていきます。その活動は、マスコミなどへの広報、それから活動資金や資材の調達、それから複数の災害ボランティアセンター間の調整や県内外の協力団体の調整などを行っていきます。当然、県の対策本部とも連携をしていくということです。

そして、災害ボランティアセンターというのは、被災地におけるボランティア活動の拠点です。高知豪雨の場合は、高知市の東部と南部の2ヶ所に設置しましたし、西南豪雨の場合は土佐清水と大月に設置しました。中越地震の場合にはピーク時で11カ所設置されております。ここでは被災地の市町村の社会福祉協議会が中心になりながら、地元の青年会議所とかNPOなどと連携しながら災害ボランティアセンターを運営していくということになります。被災地のニーズとボランティアとのマッチング、それから被災者のニーズに合わせた活動プログラムを開発、実施していくという役割があります。

県域のわれわれ災害ボランティア活動支援本部、後方支援部隊は災害発生後24時間以内に、できれば設置したいというふうに考えておりまして、災害ボランティアセンターのほうは、先ほどの3日間の応急から復旧に移行する時期ぐらいまでに、設置することが理想ですが、南海

地震の場合、命の救出の期間がどれぐらいかっていうことで、若干そこも変わってくるのかなと思います。

次に災害時にボランティア、NPO がなぜ活躍したかということの説明します。はっきりいえば、行政にはできないことがボランティア活動でできたということだと思います。特に災害時には、行政にはできないことが、たくさん出てきます。当然職員の数の限界ということもありますが、やはり行政は、公平、平等の原則に縛られて、なかなか個別の世帯への支援というのはできにくいということなんですね。公平、平等に支援しようと思ったら、皆さんに同じようなサービスを提供するということになります。全員に同じようなサービスが提供できなかったら、全体を把握した上で優先度が高い方を優先的に支援する。障害があるとか、高齢の方とか。でもこの災害の混乱期の場合には全体が把握することがなかなか難しくなってくる。という中で個別の方からの依頼に対して行政が対応してしまうと、あそこをやればうちもやってもらわないと困るということになってくるので、行政はそれを考えると動きにくい。ちょっと待ってくださいと。ちょっと今全体を把握していますのでと言われると、住民から対応が遅いって言われますね。いやそれは、なかなか対応できないんですって言われたら、住民から対応が冷たいって言われますね。だから私も被災地に何度か行ってありますが、住民の方から行政に対して発する言葉は、「遅い」「冷たい」が多いですね。でも公平、平等原理ということ考えるとなかなか無理なことなんです。ですので、個別世帯の対応はやっぱりボランティアが対応し、全体に係ること、例えばライフラインの復旧であるとか、公共の施設とかの復旧っていうのは、行政がやってきたというのが今までのパターンでした。

それからボランティアの方はたくさん特技を持った方が集まります。例えば避難所にペットは預かれないというときに、動物愛護をしている団体がペットの面倒を見るとか、アトピー性皮膚炎のお子さんの食事を、アトピー性皮膚炎を持つ親の方がその子に応じたものをつくるとか。そういったそれぞれ多様な特技を生かした形でボランティア活動を行うっていうことで、行政にはできないことができたというのがボランティアだと思います。

そういった関係からすると、行政と災害ボランティアセンターっていうのは、一緒ではなくて別々に独立したもののほうがいいんじゃないかなと思います。行政の配下に、災害ボランティアセンターが置かれると、ボランティアの機動性や柔軟性、多様性というものが生かし切れません。対等な関係であるべきじゃないかと思います。ただし、当然、連携は必要ですし、災害ボランティア活動という民間の活動を行政がバックアップする、協力体制を整える、整備するっていうことは不可欠だというふうに思います。

このことを、条例に盛り込むとしたら、県、市町村は、災害ボランティア活動への協力体制を整備するということになると思います。あと、災害ボランティアの関係団体が、災害ボランティアセンターとか災害ボランティア活動を推進するという条文を入れるかどうか、これから検討していればよいと思います。

過去の高知水害と南海地震を比較した場合に、南海地震はあまりにも被害が大規模で広域です。被害が最悪の場合、全ての市町村に災害ボランティアセンターが必要になるだろうと思います。また、一つの市町村でも複数力所必要になってくる地域も出てくると思います。

このようにたくさんの災害ボランティアセンターができることが予想される中で、各市町村社協とか地元の NPO が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げられるのかっていうのは大きな課題です。今まで局地的な水害の場合には、我々のような経験者が現地に入って、災害ボランティアセンターを立ち上げて、運営を軌道に乗せるっていうことができたのですが、そ



れが南海地震の場合できないので、これからの課題としては、地元の団体が自力で災害ボランティアセンターを立ち上げられるような体制をサポートしていく必要があるのじゃないかなと思います。その上で災害ボランティアコーディネーターというような方、キーマンを育成していくということがとても大事であると思います。

それから南海地震の場合には、死者とかけが人が多数ですので、心の傷っているのが深いと思います。心のケア体制を整える。災害ボランティアセンターだけではできないと思いますけど、その体制を整備していく必要があるというふうに思います。

次に課題を説明します。自力で災害ボランティアセンターを設置、運営ができる体制づくり。それから災害ボランティアコーディネーターの育成。それからそのセンターを支援する体制づくりということです。

参考資料として、中越地震の流れを掲載しています。中越地震も10月23日に地震が発生した翌日に災害ボランティア本部を県社協やNPO協会、日赤などが県災害ボランティア本部を翌日に立ち上げております。そこから全国の社協とかNPOが現地入りしてきます。南海地震はここまで早く現地入りできないとは思いますが、地震発生後翌日から1週間後ぐらいまでの間に災害ボランティアセンターが立ち上がっている。ピーク時には11カ所です。12月の後半になるとその災害ボランティアセンターを閉所して生活支援活動、日常のボランティアセンター活動のほうに移っています。その後も、仮設住宅での心のケア、見守りということもやっていく必要がある。これは、どちらかという災害ボランティアセンターの地域内外から入ってくるボランティアというよりは、地元のほうでいかにやっていけるかということだと思います。日常実施している配食サービスや、地域の集まり場を設けるということも、必要です。とりあえず以上で説明を終わります。

(青木副会長)

ありがとうございました。具体的に考えるといろいろ疑問もあるかと思います。ボランティア活動について、最初触れられた緊急支援と応急というのは一緒に、復旧期には、ボランティアというものが県外だとか他から来て、活動が活発になってくるという辺りのところの違いを、今回この条例づくりのところ、南海地震条例のときでは、一応、発生と応急のところよりは応急と復旧をくっつけている体制をやっているっていうのに分けて、違いを出しているという指摘は何か意味があるんでしょうか。

(半田委員)

活動内容や活動の主体が変わりますので、ボランティア活動を整理するために、あえて応急と復旧を分けています。応急期というのは、その発生後3日間までということですので、そんなに地域内外から集まってきてっていうのは、なかなか難しいですね。その時期は、やはり、地元の自主防災組織とかが中心となって、まさに救出活動とか避難所への誘導活動を行っていく時期です。その後、生活を立て直していくというか、元通りにしていくとか暮らしを支えていくっていう中では、一帯やられている方同士での助け合いは限界があるので、被害を受けていない方たちの力を借りなければならない。そこで、やみくもにこう入っていても、地元を知らない人間が入っていても駄目ですね。その辺りで交通整理をする役として災害ボランティアセンターが必要になってくるという整理です。

(青木副会長)

実際の施策で、条例にどう書くかっていうのは、さきほど提言のような形で、半田委員のほうからも出ていました。そこのところ辺りは、具体的に詰めて考えていくと、時系列というか時間の経過の中での対応策というのをどうするかっていうのは、県の今回の提案の中でいくと、発生時と応急・復旧っていうのをくっつけています。その辺は折を見て、整理したほうがいいのかなということを思いました。それと併せてですが、災害ボランティア活動支援本部と災害ボランティアセンターという説明がありましたが、本部があってセンターがきめ細かく地域ごとにはできるというのは、大規模災害だったら、こういうのはもう必ず必要ですよという意味で取っていいんでしょうか。大津のようなぐらいの局所的というか、ある一定の小さい場合であれば、ボランティアセンターを一つか二つ置くだけで、要するに本部というような形を取らなくてもいいのですか。

(半田委員)

本部が県域。県域を見る、県内すべてに対応し、後方支援をする本部。センターは市町村単位ということで考えています。ただ、市町村でも1カ所では無理なので、2カ所、3カ所の場合もあるってことです。西南豪雨のときも、大月と土佐清水で災害ボランティアセンターを設置しています。そのボランティアセンターから、マスコミへ全て発信とか、資金調達とかいうことは難しいですので、われわれ県域の組織がバックアップする。県外とも連絡を取り合って、災害ボランティアセンターのバックアップするというような関係です。日常の市町村社協と県社協のみみたいな関係ですね。

(青木副会長)

ということは活動支援本部というのが、やっぱり一定の市町村にまたがるというか、複数市町村ぐらいであれば、必ず想定しておいたほうがいいということですか。

(半田委員)

そうですね。行政でいえば県災害対策本部のような役割がボランティア活動支援本部です。市町村災害対策本部のような役割が災害ボランティアセンターです。

(青木副会長)

それと併せてですが、災害ボランティアというのは社協だとかは別ですが、日常的に、要するに備える段階から作られる、登録していたりしていたとするのですか。例えば南海地震条例に備えるためのボランティアというものを作っておくという発想なのか、それともそうじゃなくて、半田委員が作られているようなっていうのは、全国、日本で、あとは海外にも行くかもしれませんけど、そういう応援に、ボランティアチームとして応援に行くものとして作られているわけですか。

(半田委員)

別に、日常から応援に行くチームは、特には作ってないですね。災害ボランティアセンターは、市町村社協や地元のNPOなんかが中心になることが想定されますので、まずは意識付けをするっていうことと、知識を持って具体的に備えていくっていうことになりまして、応援

チームはないですね。全国には防災に特化した NPO もありますので、災害が起きるとその方たちが駆け付けてノウハウとかをうまくこう伝授するということはありますけど。

災害ボランティアの登録ってということもやっている県もあるかもしれませんが、われわれはあまり考えてないです。一般の災害ボランティアについてはそこで災害ボランティアセンターができて、マスコミなどを通じて災害ボランティアセンターできましたよとなると、必ず集まってくるんですね。南海地震の場合はどこもやられていますので、1カ所当たりどれくらい集まってくるか分かりませんが、逆に災害ボランティアということであらかじめ登録しておく、登録の弊害というようなこともあって、登録しておくとか何か声が掛かるとしてしまうんですね。登録するとすれば、国が行っているような専門分野の活動者や、ここでいうボランティアコーディネーターはあらかじめ把握しておくということは、必要かもしれません。一般のボランティアは、過去の災害でいえば集まってきますね。

(青木副会長)

いろいろあると思いますので質問を含めてご意見をお願いします。

(多賀谷委員)

私ボランティアのことよく知らないんですが、ボランティアというものはいろいろあるんじゃないかと思うんです。かなり専門的にやっているボランティアもおられれば、専門的ではあるんだけど、例えば家がどれくらい傷んでいるか、そういう判定をするような専門家のボランティアも、それもボランティアだろうと思うんですよね。道路が壊れそうだとそれを判定する、これもボランティアだろうと思うんですが、今の話だと広義のボランティアと狭義のボランティアがあって、どうも狭義の話をしておられるのかなと、ついに私分からなかったんですが、それが一つと、もう一つは要はボランティアが何をやるのかということですよ。普通のボランティアという言葉は、これは単純にお助けしますよという感じの話ですよ。そうじゃなくて、もっとこう突っ込んだ何かをやる、半分こうかなり専門的にやるんだというお話のようにも聞こえるんですけども。それが一つと。こういった仕組みといいますかね、そういうものを条例としてどういう形でどこまで取り入れるのかという、その辺の話もちょっとあったような気がするんですが、まだ十分私には理解できないんですが、その辺りいかがでしょうか。

(半田委員)

過去のこの検討会でも出てきていたような応急判定士などある程度資格的なものが要るボランティアもいると思いますけど、そのようなボランティアは、災害ボランティアセンターというより、行政機関が直接対応していたのではないかと思います。この災害ボランティアセンターの中には一般的なボランティア、後片付けとかお手伝いをするっていうような感じのボランティアを調整するっていうのが災害ボランティアセンターですね。でも中には、特技を生かして食事つくったり、散髪をしたりとかですね、何かそういった特技を生かしたボランティアっていうのは当然入ってきますけど。一般の方で、ボランティア活動したいという方が集まって、民間の活動をしていくというのがこの災害ボランティアセンターです。

(青木副会長)

コーディネーターはどうですか。

(半田委員)

コーディネートはまた別ですね。その災害ボランティアセンターでうまくこう活動する人と受け入れる被災者を調整するのがコーディネーターです。

(青木副会長)

それを条例とかいう形で、ここで整理票の中でいえば養成、コーディネートを事前に養成しておくとかっていうことだとか、さっき言われました登録の問題にしる、ボランティアセンターやボランティア活動が円滑に有効に機能するために、事前というか日常的というか備えておくという体制をとるには、それはボランティアはあくまでもボランティアだから、そういうのとは行政とは一応切れたところで別なんだと考えるのか。

(半田委員)

ボランティアと一口に言ってもかなり多様なボランティア活動があると思いますので、この災害ボランティアセンターで対応するボランティアと、行政が対応するボランティアっていうことは整理する必要があります。もう一つ整理しないといけないのは自主防災組織の助け合いも災害ボランティアセンターのボランティアです。

その応急判定士とか行政が深く関わる専門的なボランティアについては条例としてどう謳っていくのか、施策としてどう謳っていくのかってことを条例の中で考えていく必要があると。ここ一般の方が何かやりたいということで集まってくる災害ボランティアセンターのことについては、条例でどこまで謳うのか。私の考えとしては、まずは行政から独立した対等な関係の災害ボランティアセンターだとしても、連携とかかなり密にやっていたいけませんので、連携をしっかりと行政として考えていってもらいたいこと。それからその協力体制をしっかりと整えてもらうことということは、しっかりと考えていってほしいなと思います。災害ボランティアセンターを設置するといっても、公の場所で設置するとなると、行政の理解と協力がなしとできませんし。今までの局地的な災害の場合には、民間にこだわってということで、社協も災害の時は民間にこだわってるんです。行政との違いを出すことによって、できる部分ということを出さないといけません。

ただし、今までは、民間にこだわっていたので行政からのお金一切もらわずに、この活動やったんです。寄付とか助成金でやったんです。ただ南海地震の場合のお金の部分っていうところでは、正直自信がないところはあります。ボランティア保険加入料にしても、1万人来たら、10万人来たら、すごい金額になりますので、その辺りはこれからうちも検討する中で、県と調整していく必要があるんじゃないかなと思っています。それから条例にもう一つうたとしたら、その災害ボランティア活動に関係する機関は災害時には連携を取り合って、災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営するということだと思っています。

(上田副会長)

災害ボランティアセンターの位置付けは分かったんですが、先ほど多賀谷委員からもお話が出たように、時系列的に考えますと、それぞれの段階段階の役割があるかと思っています。正規のこのボランティアセンターと銘打った組織になると、若干復旧に近い段階というような感じですよ。発生してから間がない1日2日、命を助けられないといけないという段階で一番動くのは、

やはり地元の消防団であったり、自主防災であったり、町内会であったりということですよ。そうすると時系列的に見てみますと、ボランティアセンターができる前の段階において、例えば仮に野市町を例に取りましても、避難場所は各地域ごとに何十もあります。そこで実際に活躍するのはそういう地元のボランティア、まさに一番近いところにおけるボランティア。そういった人たちがまた連携して情報交換しながら、最終的に市町村の1カ所か2カ所、数カ所の集約されるボランティア支援センターの傘下に入ってもいいわけですが、役割的に初期的な応急支援については、こういった組織が主体的にやりますよと、さらにその次に体制が整ったらお互いこういう役割でやりますよと、そういうようなことにするのが実際的ではないかというようには考えるんです。

(半田委員)

災害、地域の助け合いの拠点を、特に応急段階の災害ボランティア支援センターと言ってもいいんですけど、そういう形で銘打たなくても自主防災組織を中心とした助け合い活動が開けると思うんですね。しかし、復旧段階になると、かなりの人手も要りますし、それぞれいろんな得意分野を生かした活動が必要ですので、被災地内外からたくさん来てもらうために、災害ボランティアセンターという旗を立てておかないといけないと思います。応急期の自主防災活動も災害ボランティアセンターのボランティアも、確かに災害ボランティア活動なんですよ。ただ地域でやる分については、そのセンターという旗を立てなくても今まではうまくいっていたので、災害ボランティアセンターっていったら、復旧期のこの活動にあるというのが一般的ですよ。お互いどの活動も必要なんです。

(上田副会長)

意味はよく分かりますが、名称はともかくとしまして、そういった小単位の一番、発生直後の支援組織として統一した活動が、今言いましたように消防団とか自主防災とかもメンバーが集まったときに、それをまた統括してやるという意味で、ボランティアセンターも小単位の組織とすれば、そのボランティアセンターのNPO法人などが中心となって活躍するのと同じような知識とかを広く身に付けておけば、小単位の活動ができる。初期的にできるじゃないかなという意味で、条例に何らかの形でそういったことが位置付けできれば、もっと活動もしやすくなると、住民にも分かりやすくなるんじゃないかなという気がしておりますが。

(青木副会長)

事務局のほうからの説明の中もあったんですが、項目の中でいくと受け入れですね、ボランティアで応援に来ていただいた人たちの受け入れをどういうふうにするか、その人たちをコーディネートしたりということも大事だと思うので、その辺については、本部がやるのかボランティアセンターなのか、本部という形で受け入れて、適時適切なところに、ボランティアの活動の場を配置していくということが大事なかなと思います。

(半田委員)

その場合、誰が受け入れるのかっていうことに関しては、その専門的な判定士とかは別として、私が今日言っている災害ボランティアについては、行政が受け入れるのではなくて、我々のような災害ボランティアの関係団体が受け入れた方がよいと思います。今までもそうしてき

たいし、これからもそうした方がいい。行政に依頼すると、やっぱり公平・平等の原則でなかなか動き取りにくくて、機動性が確保できない。そして、多様性も生かしきれない。また、住民の方は、まだまだ行政に対するお上意識がやっぱり高いんですね。高知豪雨のときにも、一度、市役所が受け付けると、一部の住民はその対応にものすごい文句言うんですね。ボランティアは、自発的に善意でみんな集まっているメンバーですので、助け合いでやってるんだという意識にある。また、ボランティアに助けられた住民も、今度私もボランティアしようかみたいな思いになる。けども、行政からやってもらうのは当たり前というところは実際のところあるんですね。それも含めるとやはり行政が受け入れるんじゃなくて、民間が受け入れるほうが私はうまくいくと思いますし、実際その場面を何度も見てきています。

(上田副会長)

その場合にちょっと教えてもらいたいんですが、ボランティア団体が幾つも集まってきますよね。その場合に誰かが統括して、あるいは連絡責任者を決めてやると思うんですが、そのボランティア団体の主導権争い、変な言い方ですが、自分が中心になって、皆やりたいという気持ちの人が集まっておりますから、その辺はどんなんでしょうか。心理的にもあるんじゃないかと、いろいろ思うんですが。例えば警察なんかもそうですけど、大きな事件が発生して、幾つもの県警から集まってきた時に、自分が責任を持って解決したいとか、そういった心理が働くもんなんですよ。その辺はどうでしょうかね。

(半田委員)

いろいろ思いの強い人が多いのは事実ですが、主導権争いはあまりありません。様々な組織がスクラムを組んで行います。主導権争いよりも、被災された方のためという共通目標がありますので、そんなことやっている場合じゃないというのがありますので、そこは大丈夫です。

(藤原委員)

条例にという所でこの南海地震のことを考えた場合、やはり外部からのボランティアにしる、コーディネーターにしる、やっぱり入るのが相当遅れるんじゃないかという危ぐがあります。ですから先ほども課題としても挙げられていたコーディネーターの育成は進めていく必要があると思うんです。やはりこの県内のそういう資格を持った、受講された人であっても、当然被災する可能性は十分あるわけで、やはり数というものも確保しないとイケないと思いますし、高知市内でも先ほど数カ所ということありましたけども、本当に水没するところもあるし、半分陸の孤島的になり得るところもありますし、やはり、かなりの複数個所が要るんじゃないかなと思います。そのやっぱり地元のところでは立ち上げを何とかして、そして外部から来てくださるのを待つというような体制作り。その上ではやはりコーディネーターの育成がポイントになるし、あとベースキャンプとはいわない、ボランティアセンターですね、それを設置する候補的な場所というんですか、そういったものは想定しないもんなんでしょうか。公的なところはどうしても避難場所になったりしますので、前の例では、病院のところとか漁港に設置されていたようですが、そういった想定というのはなくて、そのときに確保できるところで行くと、立ち上げるということになるんでしょうか。

(半田委員)

はい。コーディネーターのことについては、これから県と連携を取りながら進めていきたいと思えます。災害ボランティアセンター自体のイメージがまだまだ皆さんも湧かないでしょう。まず、イメージを持ってもらうところからやってきて、次に必要なノウハウ、スキルを習得していくことを進めていきたいなというふうに思えます。それから場所については、それぞれ市町村社協を中心にですね、ある程度幾つか想定しておく必要があると思えます。その中で被災の状況を見ながらですね、やっぱり使える拠点を探して、確保していくということが必要です。

(青木副会長)

次からは、19番からは多少スピードアップをできるかなと思っています。現実具体的にこうイメージがつかれないといけませんので、そういう思いでやりました。では今から10分ほど、2時50分から再開ということで10分ほど休みを取らせてもらいます。

休憩

(青木副会長)

再開をしたいと思えますのでよろしくお願ひします。

応急・復旧のところをやっていますけど、その後備えというところに入るわけですけど、応急・復旧のところ、また備えのところでも出てくる関係もありますが、ちょっとスピードアップさせていただきます。それでは19です。避難生活で、ここは帰宅困難者への支援、対策ということですが、まず事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

帰宅困難者への支援、対策に関連しての、その整理票というのは特にまとめておりませんが、簡単にご説明をさせていただきます。

大規模な地震が発生した時には、交通機関がまひすることによって、自力で帰宅することが困難となる通勤や通学者、あるいは買物客や旅行者などが大量に発生することが予想されます。首都直下型の地震では、最大で約650万人もの帰宅困難者が発生すると想定をされているところです。大都市においては、遠距離から通勤や通学をされている人が多いことや、道路事情がよく分からないといったこと、駅や遊園地、百貨店など不特定多数の顧客が訪れる施設が多いことなどの問題があるため、大都市部を中心に帰宅困難者の対策が進められているところです。帰宅困難者については、企業や学校など組織がある所では災害時においては、組織の責任において安否情報や交通情報などの収集を行って、災害状況を見極めた上で、従業員や生徒などの扱いを検討し、順次帰宅をさせ、帰宅が困難だというふうに判断された場合には施設内で保護するといったことが原則となります。行政としてはそうした対策の必要性を事業者などに啓発をしたり、帰宅困難者が徒歩で帰宅をするための支援をするといったことで、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアと協定など締結して、水やトイレ、道路情報を提供したり、徒歩帰宅の訓練などを行ったりもしております。ただ、高知県においては、こうした大都市部とは状況も随分違いますので、現時点においては地震対策上の地域防災計画の中にも、帰宅困難者対策というものを位置付けておりませんが、大都市が行っている、こうした協定とかいったことについての帰宅困難者対策も実施をしていない現状でございます。

(青木副会長)

ありがとうございました。南海地震が発生するときに、東京のように勤務先に 24 時間働いて、相当の人数が都心にいるのと違ひまして、高知では帰宅する道もわからない、避難路の不明な方は、それほど人数は多くないということでしょう。今説明があったようなところでの事業者が備える想定項目としては一応置きましょうかということなんです。

電車とか公共交通機関がなければ帰れないというような距離のところにあまりおられないということを前提にしてよいのでしょうか。

(藤原委員)

そう遠距離は無いかとは思いますが、ただ高知県でも、例えば高校生というのは結構遠方からも行っております。事業所においては事業所のこともこれに記入されておりますけども、小・中学校地元ということは多いですが、高校になるともう他方面から集まっています。自分が情報を知らないだけかもしれませんが、高校でそういうことを想定した訓練とか、教職員に対しての研修とかあまり聞きません。これはちょっと必要になってくるんじゃないかなと思いますんで、学校関係のこともこれに、事業所と同じように入れていったほうがいいんじゃないかと思います。

(青木副会長)

それはあるかもしれません。高校や私立中学の問題だとかあります。通っているのも須崎ぐらいまでいるでしょう。

次にいかせていただきます。20 ページということで、ここも応急・復旧段階ですが、ここは生活を再建する、産業・都市を再生するというので、個人一人一人が生活を再建するというのと、産業・都市を再生するというとは繋がってはいますけれどもちょっとウエートの違いかなと感じたりしています。整理票を使って事務局のほうでお願いします。

(事務局)

資料 3 のナンバー 14 をご覧ください。このシートのテーマでは被災者の生活再建というテーマなんですけど、その中で被災者生活再建支援制度という制度が法に基づいて確立をされています。それ以外にも、さまざまな生活再建の支援制度はございますが、ここでは被災者生活再建支援制度を中心に説明をさせていただきます。

内容としましては、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的な理由などによって自立して生活を再建することが困難なものに対して、被災者生活再建支援金を支給することによって、自立した生活の開始を支援するといったこととなります。支援金の支給については自宅が全壊や大規模半壊するなど一定の要件を満たした場合に、世帯の年収や世帯主の年齢および複数世帯、単数世帯によって金額は異なりますが、最高で 300 万円が支給をされます。支援金については、都道府県が拠出した基金を活用して支給をされますが、都道府県は、支援金の支給に関する事務を、財団法人の都道府県会館といったところに委託をしているところです。被災者生活再建支援金の法根拠としましては、被災者生活再建支援法という法律がございまして、平成 11 年 4 月から運用を開始されております。本県においては、平成 13 年度の台風 16 号で土佐清水市と大月町が対象になっておりますし、平成 17 年の台風 14 号では四万十市が適用となっております。



課題としましては、被災者生活再建支援制度は住宅本体への補修費とか建て替えの費用が支給対象にならないといったことが挙げられます。このため幾つかの自治体では独自の制度を創設しておりますし、また、兵庫県においては平成 17 年度にあらゆる自然災害を対象として、住宅の再建、補修などを支援する住宅再建共済制度といったものを、県単独で創設をしているところです。生活基盤となる住宅の再建を図るためには、住宅本体の修繕とかあるいは建て替えの支援ということが必要というふうに認識をしているところなんですけど、本県としては被災者生活再建支援法が、こうしたものが対象になるように改正をしていただいたり、あるいは共済制度につきましても、県で単独で作るのではなく全国的な共済制度を創設することによって、全国レベルで対応すべきというふうに考えておりますので、現時点ではこうした独自制度の創設というのは予定をしてないところです。

また、罹災証明につきましては、住宅の被害の程度を公的に証明するものとして、被災者生活再建支援金以外にも、仮設住宅の入居であったり、住宅応急修理制度であったり義援金の配分など、さまざまな生活再建支援策に使われるものです。ただ、その発行については短期間に膨大な事務処理を、行政として行う必要があります。しかも、公平に行う必要があるため、あらかじめ業務を円滑に行うための工夫といったものが必要となってきます。

被災者生活再建支援制度以外の生活再建のための支援制度としては、地震保険や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、租税の徴収猶予などさまざまな制度がございます。このテーマに関連しての説明は以上です。

(青木副会長)

この点について、住むという生活再建のところがメインになっています。阪神大震災では、あそこに有名な靴製造の町があります。それも中小企業がほとんどで、そこでの失業で問題。中小企業での失業問題っていうのは、ここの中には今事務局の説明の中で生活再建っていうのは住、住むという、住居の生活再建のところは触れてんですけど、それ以外福祉関係ちょっとありますけど、失業のリスクはここで拾うんですか。阪神大震災の永田町は皆かなり事業できないからって解雇になったわけですね。事業閉鎖で解雇したという事は、この生活再建という中に入らないのですか。事業とは関連するけど事業者そのものは、また別途あると思うんですけど、失業状態、解雇、事業やりませんからって解雇されるということは、この生活再建どこで拾うのかなっていうことをちょっと疑問に思いました

(事務局)

あくまでもここでは被災者の生活を再建するということで、法的な制度についてまとめたり、あるいはその融資制度、減免制度さまざまな制度がありますよ、ということでもまとめさせていただきます。その各事業所における再建という意味では、整理票としては事業所における事業の早期再開ということで BCP を中心に書いているんですけど、早期再開するために行政として何をするのか、融資制度とかさまざまな支援策が考えられると思いますので、次のテーマで併せて事業所において事業を早期再開するために、例えば控除としてどういう支援が必要なのかっていうところを、併せて議論していただければというふうに思います。

(多賀谷委員)

今の座長のお話に関連するんですけども、事業所の支援、それから事業所、それから個人

の家などが壊れた場合の、事後処理としての色々な制度というのは皆さん気が付くんですが、例えば、個人の事業がある意味では壊滅する、停滞する、そういうことになるものというのはいっぱいありますよね。例えば、津波が来れば漁業の方は非常に困る。例えば、生け簀、網の中で魚飼っていますとかいう場合にはそれなりの被害が出てくるでしょうから、そういうふうなものも事業再建だということで対象に入っているのは多分あると思うんですよ。そういうルールというのはあると思うんですが、中越のときに田んぼだとか、それからコイだとか、そういうふうないろんな個人の生活を再建するための手段というものは壊滅していますよね。そういうものに対する個人としての対応策というのも一つあると思うんですよ。だから周りから支援しますという話もあるでしょうけれども、個人がそういったものに出くわしたときにどうするかという、その考えというのは皆さん持ってもらわなきゃいかんと思うんですね。300万だとか何とかいうそういう数字で元に戻るものではないと思うんですよ。ですから、そういう指導というのがある程度要るんじゃないかなと思います。そういうことも含めて総合的に考えるべきことじゃないかなと。事業所の場合は比較的、事業を再開するとか、あるいは利益がどうなるとか、そういうふうな話ですから、割と分かりやすいんですけども、個人の場合は比較のおろそかになるというか見過ごされるんじゃないでしょうか。以上です。

(久松委員)

確かにこれでいいですよ、このタイトルは産業となっていますよね。次の生活を再建する、産業・都市を再生する。そういう意味では今多賀谷さんが言われたように、事業所だけのことがここではとりあげていて、次でもそうですけども、農業とか漁業とか、それから個人商店、そういう意味では産業をどういうふうに生き返らせるかっていうそこは項目としては、言われたように要ると思いますね。事業所のことだけが取り上げられているという感じはしますね。

(青木副会長)

そういうことは、小企業、個人経営の人が、かなりというか何%か数字は正確には知りませんが、多いことは間違いないので、そういうものの再建といいますか、事業を継続できるのが問題になります。事業のほうでは全国的には Business Continuity Plan という BCP というのが次のシートで出てきますけれども、そういうのと同じような形で個人営業とか個人事業をどうするのかということとは合わさっていかないといけないということはあるかと思います。

自分で書いたのが、弁護士とか税理士だとか司法書士だとかって、司法書士とか付き合いがあるもんですから、司法書士会も中越地震のときはかなり派遣してんです。要するに土地の境界線だとか、みんな動いてしまっていて、それを確定しないと次の家を建てられないということです。あと税理士さんは地元が多かったんですけど、税の減免だとかを被災者の減免だとかの申請をかなり相談に乗らないと、個人ではなかなかできなかったようです。または融資受けたときの控除の基礎控除に含めて、被災者の基礎控除で含めるとかなり楽になるということで、もうほぼ無利子に近い形での融資をかなり受けられるということを知りたりしてたんです。司法書士さんは、区画整理じゃないんだけど、もう境界線が動いているわけです。そういうのをかなり早めにしないと次に建築確認が出せないんだそうです。そういうようなことを聞いていたりして、意外と基礎のインフラ整備じゃないですが、基礎のところのスタート、再建のスタートのときに、どうするかってときに意外と相談、ニーズというか、需要があるというようなことを聞いています。

ナンバー20はこれぐらいにしまして、次に21に進みます。具体的にはこれBCPというのは、久松委員などが具体的にはどういうことを、どんな形でコンサルを受けながら作るものなのか、どういうことを書けば、どういうふうに作ればいいのかとかいうことも含めてどんな程度、今現実には進められているものなのかということも紹介してください。

(久松委員)

私も全然このことは知りません。会社のこういう担当の部長に、お前知っとるかとか聞いたら、いや知りませんでしたということでした。今当社ですと、消防と危険物とガス関連の三つについてこの震災用で義務付けられている届け出をしていると。そこに防災組織とかそういうものは一応含まれております。それは法律に決められたものは提出しているということですけども、実際にこういったものは当社におきましても策定をされておられません。

今日ちょうど、たまたま今朝の日経産業新聞に情報関連のBCPという記事が出ておりました。これは主に大企業のレベルの話ですけども、いわゆるコンピューターのバックアップをどうするかと。そういったことをやっているのが日本では15%らしいですね。アメリカは63%になっていると。だからアメリカなんかでは、情報のBCPをやっていないとお付き合いしてもらえないというふうなところまできているけども、災害大国日本では、まだまだ15%しかないというふうなことが出ておりました。例えば今どこの事業所でも、コンピューターが無いと仕事にならないわけですけども、そしたら県外にバックアップをどうというふうにするかというのは、なかなか中小企業では考えにくい。当社なんかですと、たまたま県外に営業所があったりしますから、そこへ構えるかとかいうことは考えられないわけではないですけども、全く県外に出先もないというふうなところは、コンピューターをどうというふうバックアップしていいのかとか、それから特に、やはりこれは全くのいわゆる安全に対する投資で、10年後20年後に対する、利益を生まない投資ですから、事業規模にもよるでしょうけども、大変な投資になってくるわけですし。この趣旨というのはよく分かるし、大変重要なことではあると思えますけども、やっぱりこういったことをここにも書いてありますように、業界ごととか、ああいふふうに決めていく、やっぱり企業向けの専用のマニュアルみたいなものが、やはり要るのかなというふうに思っております。それからもう一つは、この条例とは直接関係ないかもしれませんが、例えばこういったものに対する、何か特区申請みたいなもので税制の優遇措置があるとか、何かそういったものとセットにできていければ、非常に企業サイドとしては進めやすいというふうな気がしております。

(青木副会長)

逆になっちゃったけど、事務局のほうで、シートで整理票の15がありますか。

(事務局)

では整理票の15についてご説明をさせていただきます。事業所における事業の早期再開についてということで、整理票のほうでまとめております。

内容としましては、各事業所では大規模な災害や事故への対応として、被災後、迅速に重要業務を再開、継続するための対応策として事業継続計画、いわゆるBCPを作成するといったこととなります。これは、地震だけでは無しに大規模な災害あるいは事故、こういった様々なリスクに対して、こういった事業継続計画を策定していくということになります。ちなみに事

業継続計画というのは、災害時に特定された重要な業務が中断をしないこと、また万が一、事業活動が中断した場合に目標とする復旧時間内に、重要な機能を再開させて業務中断に伴う顧客の取引の競合他社への流出とか、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略の一つになります。バックアップシステムの整備であるとか、バックアップオフィスの確保とか、安否確認の迅速化とか、要員の確保、生産設備の代替などといったものを定めるのが典型となります。事業継続計画を策定するのは、もちろん事業者になるわけですが、県としては事業継続計画の必要性についての啓発などを行っていく必要がございます。

取り組み状況につきましては、県では平成 26 年度末までに事業継続計画を策定している割合を、従業員 50 人以上の企業で過半とする目標を、昨年度設定をしたところですが、課題としましては、国内における事業継続計画の取り組みというのはまだ始まったばかりで、その必要性がまだまだ事業者には受け止められてないことや、取り組みを進めていくに当たっては業界ごとの事業継続計画の内容が異なるため、業界団体ごとに協議を行いながら、啓発を進めていくといった必要があることなどが挙げられます。もちろん事業継続計画をただ策定するだけではなく、策定後は内容を随時見直して、いつでも運用できるように体制を整えておくということが必要になります。この事業継続計画、この整理票の中では業務継続計画と書いたり、事業継続計画と書いたりしてるんですが、意味としては同じです。事業継続計画と書いたり、業務継続計画と書いたり、ものの本によっては違いがあるんですが、内容としては一緒です。行政がこういったものをつくる場合には、業務継続計画というふうになるんですが、事業所がつくる場合には、一般的には事業継続計画と書いてもいいと思います。

(多賀谷委員)

今のことに関係があるので、ちょっとテキストのようなものから引っ張ってきたんですけどね。こういうものがなぜ必要か、どうすべきかということは、個人としても事業者としても必要なことなんですね。先ほど久松さんは無いと言われたんですけども、無いのが普通だと思うんです。というのは非常にこれ難しい領域なんです。私が皆さん方の資料の中にリスクスタディーとか何とか、訳の分からん言葉をいっぱい書いていますけれども、こういうことなんです。地震というのはどういうものかということからまず考えなきゃいかんのですが、リスク図の考え方と上に書いてあります。縦軸が発生確率、横軸が被害の大きさなんです。で、発生確率は非常に低いんだけど、被害の大きいものがこの地震ですよ。一般的に工場とか何とかそういったところではいろんな問題が起こっている。それはどちらかという確率が上のほうに位置するわけですね。例えば人がけがをすとか、物が壊れるとか、そういうことというのは数は多い。だけどそういうものは努力すれば、かなり減らすことが可能なわけですよ。ところが、我々の対象としている地震に関しては被害が非常に大きくて、それを無くす、被害を小さくするということが非常に困難なものなんですよ。こういう理解が必要だと思うんです。その間に何をすべきかと、それぞれの立場で、それぞれの仕事だけではない、いろんなことにおいて、どうすべきかということが問題になるということなんです。

それで、リスクに対しては、まずはそのリスクというものが、どういうものかということを知らなきゃいかん。自分がやっていることに関して、リスクが何かということを知らなきゃいかん。そういうことがリスクスタディーということなんです。だからこの地震が来て何かの現象が起こる。そうすると自分たちのビジネスがどう影響を受けるのかということ、きちっと知る必要があるわけですよ。そういうことをリスクスタディーという言葉で表すんですね。リ

スクアセスメントという言葉もあります。これは評価ですよ。

そういうことを通じてある程度リスクの内容が分かってくると、それに対してどう対応するかということが必要になってくる。その対応の仕方がリスクの保有であり、低減であり、回避であり、移転であるという、こういうふうな項目が挙げられるわけですよ。

もちろんこれらは、独立に存在するものではなくて、複数のものを同時にやるとか、境界のものを取り上げるとか、いろんなやり方はありますが、リスクがあるならあるで、あるままで何とかやっていく、起こったときにはまた考えようというようなやり方もあろうし、一つ一つのリスクを、例えば建物が壊れそうであるならば多少金を掛けて直すか、あるいは壊れたら壊れたときに考えようということで行くのか、そういうふうな選択肢があるわけですよ。さらに回避する方法もあるだろうし、移転という方法もある。移転なんていうのは、まさに保険を掛けて逃げましょう。これも一つのビジネスとしては方法なんですよ。そういうふうには非常にややこしい問題なんです、これは。ただし、それぞれの企業において、あるいは私の企業、つまりその農業とか、漁業とかそういう方においても、やはり起こった場合にどうすべきかということはある程度考えておく必要はあるだろうと思うんですね。そういうふうなことじゃなかろうかと思って私は書きました。以上です。

(青木副会長)

ありがとうございます。シートの中にもリスクスタディーとか、リスク対策だとかということで、多賀谷委員のほうから出されています。地震の場合は特徴からいえば、投資して防げるものと防げないものとの性質という違いがあります。発生したことに對して軽減はかなりできるにしても、ゼロというか、無くすことができないことを前提にしています。あと、今出たようなところの BCP というのが具体的に、例えば県の中で策定を支援すると書いてありますが、多分これ、僕はあまり専門じゃないから分かりませんが、BCP っていうのはリスクマネジメントの中で出てくるから、久松委員が言われたような形で地震以外にもいろんな形のことを想定してるんだと思います。テロもそうだし、タンクのハイジャックじゃないがそういうものとか、落雷だとかもおそらくそういうものに入ってくるんだらうと思います。

地震対応のための BCP っていうのも多分経験的に蓄積されてきている。多分先ほど紹介あったアメリカは高いというか、アメリカは地震があるのは西海岸だけですから、西海岸はそうかもしれませんが、全体ということはなくて、違うリスクマネジメントの BCP があるんだと思います。台風だってそうでしょう。そういうのは、具体的には、地震用の BCP、さらにいえば南海地震用の BCP というのは、少し項目だとかというのを作っていくという意味ですか。県が少しは作ったほうが良いという意味なんですか。それとも事業者が開発せよということですか。

(事務局)

BCP の話については、9.11 のニューヨークテロ以降、国内においてもこういう危機管理の一つとして、各事業所が取り入れていくことが必要だということで、内閣府を中心にガイドラインを作ったり、あるいは中小企業のほうで、BCP の策定運用指針なども作ったりして、今後取り組みを進めていくという動きがございます。当然発生するリスクというのは、地震以外にも様々なリスクが発生すると思いますが、地震対策としては少なくとも各事業所において、こういった BCP 事業継続計画の策定を進めていただきたい。そうすることが、企業の倒産であ

るとか、顧客を失うとか、最終的にはそこで働く人の仕事が失われるといったことを防ぐんじゃないのかなというふうに考えます。ただ、万全な対策を取るとするのは非常に費用も掛かるものですので、私もこの内容について熟知しているわけでは無いんですが、できることからこの事業継続計画を作っていくというふうな考え方です。例えば従業員の安否確認はどうしていくとか、そういうできるところからこの計画にも盛り込んでいって、必要に応じて見直しをしていくといった流れが出ていると思います。簡単に作る方法としては、中小企業の BCP 作成の運用指針、確かホームページに載っていたと思うんですが、そういうところで何か選択をしていったらできるようなものもできていたと思うんですが。おそらく作るに当たっては、本来的な意味で役に立つ BCP を作るということであれば、かなり勉強して作っていくということが必要なんじゃないのかなというふうには思っています。

まさしくこの取り組みは、これから始めていくということになってくると思います。

(久松)

この条例で盛り込む内容という、具体的にどういう感じのものになるんでしょうか。

(事務局)

今の段階では、地震対策として必要なということでのシートの作成になっていますので、条例という物差しで見たときに、この BCP をどうするのかということは、検討委員の中で議論をしていただければと思います。

(多賀谷委員)

条例の性格付けをどうするかという議論がまだ十分できてないんで、今のような話になるんだろうと思うんですけども。要は、条例としてある程度強制力のあるものにするのか、それとも指導事項ぐらいまでを条例という形で表すのか、そういうふうな仕分けをしなきゃいかんと思うんですね。今の場合は、私の今の直感的な感じですけども、指導的な内容なのかなという感じがしますね。こうしなさいと言える内容では無い。やったからといってそれが直ちに役に立つかと言われたら、普通の民間企業で「そんなことはもう、もっと置いていてもえいやる」という感じになるだろうと思いますね。ただそういうことを普段から考えておくということは、個人の経営であればその家を代々守っていくためには必要なことだろうというふうな感じはしますよね。そんなことではないでしょうか。以上です。

(青木副会長)

今の話でいうと、先ほど出たボランティアとか NPO と同じように、公と民間団体とがどういうふうに連携するかというときに、どこがこの地震対策、対応を取る準備をするのかということからいえば、そういう中小企業の関連団体でこういうことをやるということ、関連団体の中に備えておくべきだということは、条例の中に即書けるかは別としても、項目として、協定書を結ぶなり、共同して開発をするだとかっていうことは出てくるかとは思いますが、または、商業団体の県の指導ということの項目の中にも、これが入ってくるというようなことは出てくると思うんですね。

(久松委員)

おっしゃる通りだと思いますが。ここにも書いておりますように、業種、業態によって対応しているのは随分違うと思いますね。例えば当社でしたら、火を扱っていますし、操業中なら火が起きる、火事になるとかも、すぐ考えられるわけですし、それを防ぐといたらまた大変なコストが掛かるとか、それぞれ商業系の方たちとは違いますし。この条例ということからは少し離れるかと思いますが、やっぱりこの 26 年にこういう目標とかいうことで、そのやはり具体的なアクションプランを作っていないと、具体的な話になってこないと思いますね。それぞれの業界団体なりとどういうふうな話し合いを進めていって、こういう BCP の考え方を説明していく。そうするとやはり当然、業種、業態によりまして、コストが伴うと。だから、そこに対する結局、体力ってというような話に繋がっていくと思いますし、その辺のところをもう少し、具体的にしていく必要があるのかなというふうに思います。以上です。

(多賀谷委員)

すいません。今、われわれが議論している話というのは、既に BCP の一部をやっているということにもなっているんだと思うんですよ。つまり、われわれが前もって何か手を打つことによって、将来起こるだろうそのリスクを軽減しようと、そういう話ですから、ビジネスではないかもしれないけれども、そういう動きを既にしているわけですよ。そういう観点に立てば、今のようなお話は、確かに難しい面はいっぱいあります。例えば、その責任の境界をどうするかとか、そういう話になるといっぱい難しい面が出てくると思うんですけども、それぞれの立場でそれぞれの分野を、どういう内容のリスクがあるのかということを検討してつかんだ上で対応すると、普段からそういう心掛けを、大きなコストを掛けるということばかりじゃありませんから、そういう気持ちでやるということが重要なんだろうという、かなり精神的な話ですけども、そういうことじゃないかなというふうに思います。以上です。

(青木副会長)

次のシートのナンバー 22 で、整理票の説明をお願いします。

(事務局)

ライフラインに関して、簡単にご説明をさせていただきます。

地震発生によって電気とかガスとか電話、上下水道などのライフライン施設というのは、大きな被害を受けることが想定をされます。各事業所においては地震発生後に、施設の被害状況を早急に把握をして応急対策を実施するとともに、住民に対しては被害状況や復旧の見込みといったものを広報することになります。ライフラインの被害については、住民生活や産業活動のみならず、防災機関の応急対応などにも大きな影響を与えることになります。復旧までに要する期間としては、地震の被害の大きさや復旧のための重要な道路の被害状況などによっても大きく左右されることになります。ちなみに、四国電力が被害想定を行っているんですが、南海地震発生直後の停電の戸数については高知県で約 31 万戸、停電率が約 67% というふうに想定をしております。最悪の場合には、復旧までに 1 週間以上かかるともいわれているところです。復旧に当たっては、病院や救護所などの人命の安全に必要な施設や災害対策本部施設など、災害応急対策関連施設や避難所などの民政安定のための施設を優先して、復旧することになるかと思えます。各ライフライン事業者では事前の対策として、施設の耐震化を行ったり、津波の浸水対策などが必要ですし、県外の他の事業者への応援を要請するための体制整備も重要

となっておりますので、こうしたことも進められているとお聞きをしているところです。ライフラインに関する説明は以上です。

（青木副会長）

時系列でいったら、発生時に主としては発生時、災害が発生したところでどうするかというのが一番直接的です。応急・復旧に繋げていくところでのライフラインの復旧のところ、道路、水、電気だとかというところ、医療というところを、きちっとやった上で、それへの対応を書いて、被害がどう想定されるのかという整理をした方がいいのかもしれない。

（多賀谷委員）

今の事務局のご説明ですと、ライフラインの責任団体といいますが、例えば電気であれば四国電力ですよ、そういうところに対するある程度の希望なり要望なり強制なりというのは、可能なものなんでしょうか。つまり何を言っているかということ、例えばこの前、電気が東京で、川でクレーンが引っ掛けたと。そうすると、あれだけ大停電になるわけですよ、1カ所切れただけで。電気が1カ所切れたら、それに対して向こうを回して電気を送るとか、そういうシステムというのは考えられてるらしいんですよ。ところが、ああいうふうに予想だにできなかったことが起こると、途端にパンクしてしまうんですよ。そういうふうないろんなことが、地震のときは起こると思うんですよ。そういうことに対して、われわれの側から要求といいますが、ここは大丈夫でしょうかというようなことをお尋ねするというのは可能なんですかね。

（青木副会長）

ライフラインと言われているものが何かは、みんな一致しているのですか。救急車とかそういう消防が行くだとかっていうのも、一応ライフラインに入っているんでしょう。

（事務局）

消防とかいうのは、入りません。防災機関になります。

（多賀谷委員）

余計なことですけども、ちょっとご意見を事務局から言ったんですけどね。ライフラインと今、国で呼んでいるのは明確に定義がありまして、今出てきた電気、それからガス、それから電話ですね、それと上水道と下水道、この五つなんです。これをライフラインというふうに呼んでるんです、国での定義は、それを対象にして、お話をします。今の消防だとか何とかいうのはまた別の範疇で取り上げられてるんですね。要は人間が何かあったときに、こういう災害に遭ったときに、その後で生活する上で困るもの、それがベースになってるんですね。みんな困るんだけど、特に生活を送る上で困るものというふうな定義になっているようです。

（青木副会長）

素人考えからすると、ライフラインには、ライフのほうは生活というよりは、生命も入っているのかなとずっと思っていました。なぜそういうこと言ったかということ、意外と道路だとか救急車のようなのがアクセスがきちっとできるというのをライフラインとずっと思っていました。だけど今の定義でいくと、極めて都市型社会のライフラインという意味の定義のような感



じがするんですね。それはそういう定義があるのであれば、正しながら、頭の中を整理していきたいと思います。それでは事務局の方から若干説明をお願いします。

(事務局)

はい。ライフラインの事業者とは連絡会っていうものをつくって、情報共有はしているところです。各事業者がさまざまな対策を進めているところです。例えば四国電力であれば、電柱・電線の地中化をしている。実際に津波が発生をしたときに復旧するのは、地中化をした場合には逆に相当時間がかかってしまうということで、仮設の電柱がすぐに立てられるように、その立てられる穴を設置しておいて、すぐにそこへ電柱を立てて復旧するといった対策が取られているというふうに聞いています。ライフラインの取り組みというのは、様々な取り組みがありますので、なかなか行政でこういう対策をしたほうがいいよというふうなことは、実際の話としてはちょっと難しいのかな。それから、公的な位置付けでもありますが、やはり民間の企業でございますので、経営上の問題もクリアしながら対策を進めていっている。ただ、そうは言いながら公の施設という責務もございまして、そこは一定その地震対策として何を今後して行かなければならないのかというの、一定見据えながら対策を進めているという所です。で、そういった取り組みについては、先ほども話したように、連絡会などで情報を互いが共有しながら進めているといった状況でございます。

(青木副会長)

はい、いかがでしょうか。

電話は、民営化が進みました。NTTは赤字を少しでも減らすために、公衆電話をかなり全国で減らしてるといようなことです。こういうことからすると、そういう意味でのリスクというか、NTTのその公衆電話の配置を減らしてくということが、通常であれば携帯に替わってきてるからということもあるでしょうけど、地震対策またはそういうことでの緊急的なもののライフラインとしての公衆電話というのは、どこにどの程度なればならないのかということは、確保しておかなければいけない。それをNTTという民間会社に全部負担をしるということでもいいのかということは出てくるかもしれません。

(藤原委員)

今副会長の言われていたNTT、公衆電話ですけども。ほんの2、3年前までは、例えば避難場所となる学校であっても、小学校とか中学校ですね、そこに公衆電話があって、採算が合わない、これはもう撤収します、ということをかなり強力的にいわれていました。で、昨年か2年ぐらい前だったのでしょうか、その地域の避難所になるんだから、防災、災害対策としても公衆電話必要なんだと伝えると、その時期ぐらいから変化があり、そこから採算が合わないから取り外すとか、そういう話は無くなりましたね。考え方がやっとな変わってきているのかなとも思いますけども、やはりそういう避難場所になり得る学校等へは、必ずしも使えるとは限らないですけども、やはり公衆電話を設置しておく必要はあるんじゃないかなと思います。特に少なくなっていく現状であれば、最低限ということところで、お願いになるのでしょうか、企業努力になるのの分かりませんが、その視点は要るかなと思います。

(青木副会長)

アメリカでは救急車とか緊急用電話というのは、ものすごい数あります。電話は、事故に遭った、犯罪に遭っただとかそういうことも含めて使える、緊急連絡用の電話というのがあちこち、都市だったらすごい数、地下鉄なんかにもいっぱいありますけど、そういうのは日本の場合には、ベルを押したらその火災報知器みたいな形ではありますけど、連絡用の電話は意外と見ません。そういう仕組みで違いがあるのかなあとと思います。公衆電話という形で必ずいくのか、それとも緊急災害用の電話を設置するかというのは、また可能であれば考えてみてもいいのかなと思います。

ナンバー23に進みます。これは生活再建と産業・都市ですが、公共土木施設、公共施設の復旧ということです。真ん中の欄で、「洗うに掘る」と書いて何を意味するのか、読み方も中身も分からないです。キーワードぐらいは理解しておかないといけないと思いますので、すいませんがまずお願いします。

(事務局)

公共土木施設と公共施設の復旧に関して、整理票はまとめてないませんが、地震発生後には公共土木施設あるいは公共施設の被害を点検して、点検の結果、危険性の高い個所は、早急に応急対策を実施するということになります。道路施設では、以前テーマとして挙げていたが、緊急交通の確保をすることを最優先に応急・復旧が行われることになります。早期に復旧するためには、資材や機材を調達して現地に輸送することが必要となりますので、そのための支援や受け入れ態勢を整備することが必要となります。現在、県では高知県の建設業協会と協定を締結しておりますが、早急に復旧するためには様々な課題がございますので、こうした課題を整理して対策を講じていく必要がございます。説明は以上です。

(青木副会長)

では多賀谷委員の出された意見のようですので、素人に分かるように説明をしてください。

(多賀谷委員)

これは土木の分野で使っている言葉で、「せんくつ」と読みます。現象としては、波とか流れで地形が地盤の一部が削り取られることなんですね。2、3日前もどこの大学の先生だったか忘れましたが、朝日新聞だったですかね、出ていました。要するに、地震があつて津波があると、その後で東南アジアのカオラックの話だったと思うんですけどね、それは押し寄せてきた津波によって、まず流される。尖った場所とかね、そういったところの土が流される。そして、また引き波で持って行かれると。そういうことによって、いろんな構造物が壊れる、そんな現象を洗掘というふうに呼んでおります。

このことは、例えば我々が、高知県には百幾つ、110個ぐらいですか、109カ所ぐらいですか、漁港がありますけども、そういうところの洗掘対策というのは、実はあまり考えられてない、これはどこでもやられてないことなんですが、その100年に1回のことを考えるかという話になってしまうんですけども。この前のインド洋の津波の場合に、そういう現象が各所で見たんですよ。そのことについては、あまり議論されてないし話題に上ってない。そういうことは、そういうこともあるよという意味で、私は書いたつもりなんです。それに対して直ちに何かせよという話ではないだろうと思いますけれども、そういうことも現象としては起こり得ます。ですから、自分の土地が減るとかですね、お隣の土地との境が分からなくなるとか

ね、そういうことだってあり得る話だということなんです。以上です。

(青木副会長)

もうちょっとイメージするためにですが、波が引くときという意味じゃないわけですか。そういう意味での定義という意味からいうと、今の土地の形状が変わるだとかというのと、この洗掘ってというのは、何が原因なのですか。

(多賀谷委員)

原因はあくまでも流れと波です。流れと波で、そこら辺にある砂や土や石が掘られるんですね。洗い掘られるわけですよ。そういうことを「洗掘」と言っているんですよ。ですから、海岸の護岸施設のないような場所では、容易に地形が変わると思われれます。あるいは、護岸施設があるとしても、護岸施設に対して大体並行に流れるんですよ。そうすると、護岸の施設がこうあると、その足元を洗われますね。この施設が壊れるという、そういう現象はこないだのインド洋津波では至るところで見られたと、そういうことなんです。以上です。

(青木副会長)

ありがとうございました。シートナンバー23のところでも補足なり、公共土木施設と公共施設の責任の問題が大きいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(休憩)

(青木副会長)

それでは、一応流れでいえば、地震が発生してその後ずっと被害が発生し、想定してシミュレートしていく流れを追ってきました。そこで備えるわけですから、ある程度、項目としては、ほぼ頭の中で考えて、この検討委員会とすれば一応流してみたということになります。条例を具体的に対策として、施策として出すときにまた個別具体的に検討していったらいいと思いますので、項目として落ちているか落ちていないかということをメインに考えてご意見いただければということをお願いします。ではシート24のところからいきます。シート24は整理票のほうは16番です。事務局のほうからお願いします。

(事務局)

建築物とか落下物それから家具などの耐震化の対策につきましては、第3回の検討会で地震発生時のテーマを検討する際に整理票を作成し説明をさせていただいたところですが、その際、自動販売機とブロック塀の転倒防止に関しましてご意見等がございましたので、改めてこの二つの項目について整理票を作成しています。

まず自動販売機の転倒防止についてご説明いたします。資料3のナンバー16をご覧ください。自動販売機が転倒すれば歩行者などに危害を及ぼしますし、また避難や緊急物資などの輸送を阻害することになりますので通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所などでは自動販売機の転倒防止対策を行うことが必要となります。

対策の実施主体としましては自動販売機の所有者または管理者が自らの責任で管理をし、適切な転倒防止対策を行うこととなります。自動販売機の転倒防止対策についての法規定という

のはございませんが、JIS 基準規格で自動販売機の据付基準が定められておりますし、それを補完する形で業界の自主基準といったものも定められているところです。自販機の業界 4 団体では、これらの基準により転倒防止を含む安全対策の徹底化を推進しているところであり、この据付基準を順守すれば震度 6 弱程度までの地震であれば自販機が倒れる心配は無いというふうにされております。自動販売機を据え付ける方法としましては、据付面に自動販売機の脚部を固定金具とアンカーボルトを用いて直接固定する方法と、コンクリートブロックを用いて、ブロックと自動販売機の脚部を固定する方法、それから固定転倒防止用の鉄板などの部材に自動販売機の脚部を固定金具とボルトを用いて固定する、この三つの候補に大別できます。

自販機の業界団体では毎年 10 月を自販機の月間とし、各種のイベントやセミナーを通じてユーザー業界などに対して自販機据付の基準のさらなる周知徹底を図ることをしております。

続きましてブロック塀の転倒防止についてご説明させていただきます。資料ナンバー 17 をご覧ください。ブロック塀が転倒すれば歩行者などに危害を及ぼすということで、また避難路や緊急物資などの輸送を阻害するという通学路や避難路、多数の人々が通行する道路に面する場所などではブロック塀の転倒防止対策を行うことが必要です。

対策の主体としてはブロック塀の所有者が自らの責任で管理をし、適切な転倒防止対策を行うこととなります。

法体系としましては建築基準法および建築基準法の施行令で構造安全性の観点から、補強コンクリートブロック塀などの基準が定められております。この安全基準は昭和 53 年の宮城県沖地震を契機に改正され強化されていると。宮城県沖地震でブロック塀が倒れて亡くなるという事例が発生をして、これを受けて法が改正され、強化をされているという状況です。

取り組みとしましては、業界団体や自治体などでは、ブロック塀を新設する際の建築基準法の順守や既設ブロック塀の安全性を点検し、倒壊する恐れのあるものは転倒防止対策を講じることを所有者に啓発をしているところです。

課題としましては、建築物に付属をするブロック塀などは、建築基準法の規定を受ける建築物ですが、建築確認を申請する義務がないため新しく設置をした際に法令に適合しているかどうかの確認がなされないといったことがあります。また、既設ブロック塀のかなりのものが改善を必要とするというふうに思われますが、その数が非常に多いことと大部分が個人のものであることから、行政における指導改善というのは現実の話としてはなかなか難しいといったことも挙げられます。またブロック塀については安易につくられる構造物でありますので、施行業者が工務店以外にも多岐にわたっており、つくるに当たって業界指導や技術指導などが行き届かない面といったものもございます。この点に関しての施策は以上です。

(青木副会長)

この備えというのは揺れに備える、火災に備える、津波に備える、ということで、揺れのところでは何回目かのときに揺れによってどういう身の危険が生じるのかということの話を検討会でもやりました。この中で自販機だとか、自販機は死亡だとかというのはあまりないんですが、僕もあまり理由は良く分かりませんが、ブロック塀のところは、僕もよく覚えているのは、宮城の沖地震のときに何人も死んでいるということが記憶にあります。あとは家の中、家で寝ているときに地震が起きたときにどういう形で危険、身の危険というか命の危険が発生するのかというようなことに、それに対する備えということです。今説明があったような施策がありますが、これを条例の中で、どんなふうこれを、備えの中にどんな形で盛り込むのかというこ

とについては指導の問題だとか、建築の基準というかブロック塀の場合であれば、基準に沿った形で、実際にはただ自分で簡単にやる人もいます。それらで足すもの、またはここで書かれている先ほどの事務局の説明等含めて、追加ないしは補足しておきたいところがあればお願いしたいと思います。

(小野委員)

ここで今ブロック塀と自動販売機についてご説明がありました。ガラスも含めてほしいと思います。今、採光や利便性などから建物でガラスを入れている建物が多いんですけども、ガラスが割れますと、落ちてくるときに尖った所のほうが下になって落ちてくるのですごく危険性があります。ぜひこれも所有者である会社や事業所あるいは各個人の家の責任ですので、危険防止対策を行う事を入れてほしいと思います。

(青木副会長)

はい、分かりました。今のガラスというのはイメージは事業で、例えばネオンだとか、そういう意味ですか。商店街のガラスのショーウィンドーじゃないけどそういうものもたくさんあるからということですか。

(小野委員)

それもありますけど、例えばこの建物もガラス入っていますよね。建物が揺れた時に、ガラスが割れた時すごいスピードで、尖った所が下になって落ちてくるので、すごく危険性を含んでおります。私は石川県の防災センターで、直接落ちてはこないんですけども、実際映像を見てそういう疑似体験してきました、ガラスってすごい凶器になるんだなという感覚があります。

(青木副会長)

はい、分かりました。それは追加しておきます。

(久松委員)

この、建物の耐震化ということで、この条例のこととは直接関係ないんですけども、私ずっとこの委員をやらしていただいている経済人として、こういう地震対策というのが必要、で今のこの県のいろんな状況を見るとですね、こういうものを何か前向きに生かせないかなというふうに考えると、こういう色々な耐震の診断とかあるわけですけど、要は災害が起きたときに復旧の色々なお金は出るけども、その備えにお金は出ないのかと。そういう意味でそれを今の高知の産業が非常にいろんな意味で低迷している所へ生かせないのかと。だから例えば住宅を建て替える、先ほどのBCPの話ではないですけど企業も何らか手を打ちたいと思っているけども、なかなか耐震、建て替えるというのは大変だと。今のこの県のいろんな産業情勢見ると、そういうのに、さっきもちょっと言いましたけども、国の特区みたいなことであらかじめ備えるんならこういう税制の優遇をしますと、個人でもね、診断して建て替えることに対しては、耐震の住宅を建てるのに助成をしますとか、そういった前向きなほうに繋げていって何らか、地域の産業興しとかに寄与できるような前向きなことにこの対策を結び付けられないかと。個人の住宅もそうですし企業も、それから先ほど言った事業者、個人の事業主、そういったとこ

るも、そういったところにうまく繋げていければもう少し前向きに、皆考えていくというふうになるのではないかというふうに思っています。条例とは直接関係ないですけど、ぜひともそういうふうに産業振興という意味で繋げていただければというふうに思います。以上です。

(青木副会長)

はい。別に今のは回答を求められても困ると思うので、意見が出たということにさせていただきます。

(多賀谷委員)

先ほどの小野委員のお話と関連がありますのでお話ししますが、建物において普通の個人の住宅もそうですけれども、ビルなんか特に古い基準できている建物というのはガラスだけじゃなくてその周りの壁だとか、例えば鉄骨のビルなどは、コンクリートでも同じですけども、要するに周りに何かこう貼り付けているわけですよ。貼り付けるような工法をやっている場合がかなりあるんですね。こういうふうにコンクリートばかりパーツと巻く場合は別ですけども、特に鉄骨の場合には何かを貼り付けるわけですね。その貼り付けているものと鉄骨との間が、ガチッとこう留まってない、留まっているんだけど古い基準でやられている場合には、震度でいえば4とか5とかそれぐらいで落ちるようになっているものがいっぱいあるんです。これは基準がその当時それであったからそれでよかったわけですよ。この間姉齒さんがああいうことをやったけれども、あの話も新しい基準だから駄目なんで、古い基準だったら大半はOKなんですよ。だから基準が変わっていることによって駄目なものもかなりあるんですよ。そういうところまで言及するかどうかの話が出てくると思うんですよ。だからガラスが落ちる、落ちないの話も多分古い基準ではOKなんだと。新しい基準では縁もちゃんとやってガラスも厚くしてとか、色々やっているはずですよ。ですからその辺は条例としてどう縛りをつけるかというのは難しい問題ですけども、対象にはなる話だという気がします。以上です。

(青木副会長)

はい。いかがでしょうか。揺れで備えるということで追加はありますか。

(武市委員)

この建物の耐震化の部分とか落下物の中で追加項目としまして、先日ちょうど私の事業所のほうにもエレベーターがありまして、エレベーターに対しての、ホームエレベーターと、こういう公共施設のエレベーター、小さい事業所とかの事業的なエレベーターなのかホーム的なエレベーターなのかによって点検の法令が何か決まっているらしくて、たまたまうちの事業所はホーム的なエレベーターだったので、年1回の点検でいいですよっていうことを言われたんですけど、この中にも先日エレベーターで閉じ込められるということがありましたので、地震のときにもエレベーターという項目がこの建物の中のものと一緒にされるのか、別項目として挙げるのかをちょっと検討していただきたいなと思っております。

(青木副会長)

今のは点検のことですか。それともルールとしてエレベーターを使う設置者がどういうふう、地震のときにはこうすべきだったのは一応書いてありますが。

( 武市委員 )

点検と点検後。設置と設置後の点検も。

( 青木副会長 )

それが定期的いきちっとやるのが分かっていることはおかしいということですか。

( 武市委員 )

おかしいじゃなくて、建物としての中にエレベーターがありますよね。だから建物としてのひとくくりとしてこれを、点検をその備えの中に入れるのか、別にエレベーターはという、一つの項目として入れるのかっていうこと。建物の中としてとらえたほうがいい。

( 青木副会長 )

家はないんでしょう。おそらく家庭のやつは多分。安全基準のエレベーターの規格が何かであるだけでしょうか。

( 事務局 )

南海地震に備えちょきのところでエレベーターに触れた、エレベーターの観点についてはエレベーターは災害時、揺れて止まるかもしれないので平常時どんなに点検されているものでも建物にひどいダメージがありますとエレベーターは止まるので、乗らないようにという観点では啓発はしてきましたが、平常時の点検がされている、いないにかかわらず、地震のときには乗らないでくださいという啓発の観点でしか今まで触れてきませんでした。そういうことだったら分かるんですが、日ごろの点検というのがちょっと分からないんですけれども。

( 事務局 )

おそらく閉じ込められたという事例が最近の地震の中では出てきていますので、そういった防止機能が付いたエレベーターっていうところは法でっていうよりは業界指導とかそういうところであるんじゃないのか。

それからあと閉じ込められた場合に業者を呼ばなければ解除ができないということではなしに、そこにいる人、例えばマンションの方であればマンションの方がどういうふうに解除するとか、そういうことを日ごろから知っておく必要がありますよとか、そういった対策が国のほうなりの方針っていうか、話を受けているんなところで始まっているのかなと思います。それからあと、緊急地震速報といわれる P 波、S 波を利用してその速報ができましたので、エレベーターを設置する際に緊急地震速報の情報で安全に早めに止めるといった部分に対しての一定支援といったものも、今後国のほうで検討しているというふうには聞いています。

それと、最近のエレベーターでは震度によっては緊急停止をするようにはなっていますが、近くの階まで止まった状態から電源供給して持っていく大きなバッテリーのようなものをつけられていないエレベーターなどあります。そうすると止まるけれども近くの階まで持ち上げる電源供給が無いがために閉じ込められるということなどあります。多くの方、自分のお住まいのマンションなんかで電源供給装置がついていないことなど知らずにお住まいになっていることなどもありますので、そういうようなのは、エレベーターでは心配事としてはあると思いま

す。

(青木副会長)

はい。建物について、ここではエレベーターは項目としては全く出ていませんので、そういうことについて、マンションも含めて事業所などにエレベーターがありますので、それらについても措置がいるということでしょう。

(多賀谷委員)

今のお話でもう一つ気が付いたんですが、建物に付属しているいろんな設備関係ですね、例えばエアコンだとか、それから屋上のタンクだとかそういうものに関する基準というのはあまりきつくないんですね。だから対象として入れるならばそこまで入れるべきだと思うんです。先ほどのガラスの話と同じように、考えるべき対象には入れるほうがいいと思います。

(青木副会長)

項目としてはいろいろ、発生してからのところで一応シミュレートはしていますので、そこで捨ってはいますけど、今のような話で追加したほうがいいというのがありますか。

(上田副会長)

これは先ほどちょっと建物とか構造物の点検のところに出てきておりましたが、この町内の危険個所の実地点検で住民に周知するというところとも共通するかも分かりませんが、要は、最初に耐震構造とかあるいは建築基準とかあるいは自動販売機の設置基準に適合していたとしても、その後の風化、劣化あるいはそのアンカーボルトの腐食、そういったような点検作業、これはどこかにやはり入れる必要があるんじゃないかと思います。一度基準をクリアしているから安心ということではありませんし、小さな地震でコンクリートの土台にひびが入っていたりして、そこに自販機とかが設置されておれば危険です。だから、事業者に対して点検をある程度義務付ける、あるいは義務に近い形で努力してもらうという項目が何らかの形で入るのがいいんじゃないか。住民の場合は、危険個所を知っておくという意味で、例えば岡村先生のように詳しい方と帯同して、実際に目で見てシミュレートできるようにしておくということが必要だと思っております。以上です。

(青木副会長)

いかがでしょうか。次に 26 です。大津波から逃げるということでの大津波への対応ということでのハザードマップ、避難場所、避難訓練という、備えです。これも事務局整理の方はありますか。

(事務局)

第3回の検討会で津波からの避難対策で整理票を説明させていただきましたので、特にございません。

(青木副会長)

はい、じゃあ先ほどと同じように、ここでも特に落ちていたということで補足なりがあった



り、または確認をしておいたほうがいいのかということをおられる点があれば出してください。

(多賀谷委員)

先ほど話に出ました津波による地形の変形だとかですね、そういう局所的な話というのはやはりある程度入れといたほうが良いと思うんですね。どこの部分に入るかが、やはり公助の部分でしょうか。その辺りにそういう津波による洗掘ですかね、そういうものによる地形の変形だとかあるいは構造物の破壊だとか、そういうことを入れといたほうが良いんじゃないでしょうか。以上です。

(青木副会長)

その点については、入れといたほうが良いという対処等は分かるんですが、どういう影響というのが出るか地形の変形であれば所有者の土地の問題だとか出ています。それ以外に何か思い付けられるのがあったらどうぞ。

(多賀谷委員)

われわれの場合、端的に分かりやすいのは構造物が壊れるというのが一番分かりやすいんですね。護岸の設備だとか岸壁とかですね、そういうものが壊れるというのが一番分かりやすいんですよ。これは先ほども言いましたようにどこまで手当てするかという問題は残りますけども、壊れるという意味ではまず可能性は大ですよ。

(青木副会長)

いかがでしょうか。あとは大津波のところで、珍しいから書いたのか、この間高知新聞が書いてあったら、この会でマンションだとかを避難場所にというようなことを書かれて、指摘はされてきました。あんまりほかでは無いようですけど、こういうようなことを備えるときに事前にそのビルの所有者だとか、マンションだとかを避難場所として使えるように備えておくほうが良いんじゃないか。それはそういう意見が出されたというか。公的な、用意された学校だとかの避難場所というのは遠いだとかいうこともあったりして、それがいつも適切だとは考えられないのではないかなというように出されてきました。

それ以外でどうですかね。なければ次にナンバー27ということで。

ここのところも事前にちょっと読んでいて、言葉が分からないからついでに聞かせてもらって。こういうのは座長と素人が聞いたほうが良いということで。

一番左の自助の所の一番トップで、黒丸の所ですけど、ガスボンベ上部遮断弁への換装(かんそう)というんですか、これが何を意味しているのかが分からない。これを公助の所の丸で、四つ目ですかね。水門、陸こうと書いてあって、一応素人なりに勉強しようと思って辞典は引きますけど、辞典引いてもなかなか出てこない言葉で。この最初で申し訳ない。換装というのはどなたかの意見なんですかね。変換ミスじゃないんでしょう。ちょっと想像もつかないんだけど。

要するにガスボンベ上部遮断弁への換装というのは何を、何を意味しているのかというのが意味分からない。音で読めば「かんそう」だと思うんですけどね。

(事務局)

これは岡村会長が書いてるんで、ちょっと答えられる人が今いません。

LP ガスのボンベからメーターにいくところにホースがあるんですが、その部分は今一番いいのは耐圧ホースになっていまして、ある程度の力がかかったら、そこでフッキングがかかって止まるようになってるんです。ただ、それでもその部分が抜けてしまうことがありますので、ガスボンベの一番上にある栓を、そこで遮断ができるような弁に換えたらどうかというのが多分岡村先生のご意見だろうと思います。今はその耐圧ホースにだんだん変わっていています。ただ耐圧ホースであれば大概のことについては大丈夫だと思うんですけども、そこも外れるケースがありますので、そうだとすれば元から、そういった対策のできた弁に付け替えるのが望ましいんじゃないかっていうのが、岡村先生のご意見です。

(青木副会長)

熟語じゃないのですね。装置を換えるということですか。

(事務局)

遮断弁というのはホースです。ポンプ用のホースがあって、ちょっと力がかかるとここでロックがかかるようになってたんです。今、その耐圧ホースが普及し始めています。100%じゃないです。今調査していますけれども、大体20とか30%ぐらいはそんなふうに変わっていています。

(青木副会長)

そうですか。でも、それだと、もう1段先をやれという意味ですよ。耐圧ホースが20%か30%になってたんでは岡村さんの意見だと駄目だということですよ。だから、上部遮断弁という自動的に弁が閉まるものに装置を換えるという意味ですよ。

(事務局)

換えるのが望ましいという意味です。

(青木副会長)

はい。そしたら、換装というのは熟語か何かかなと思ったらこれはそうじゃないですね。はい、分かりました。水門、陸こうっていうのの陸こうっていうのは何ですか。多賀谷さんですか。どういう漢字を書くんですか。

(多賀谷委員)

普通は仮名で書くんですけど、門構えに甲乙丙の甲です。陸こうじゃなくても、ほかに言葉ありますね。要するに、津波が来るぞというので閉じる扉があるでしょ。あれですよ。あの部分全体をいうんです。高波対策ですね。普段はね。

(事務局)

すいません、事務局で私、土木やっていましたので。水平ゲートみたいなやつですね。海岸の堤防がありますでしょう。堤防を横断して、例えば港がありまして、その後ろに堤防がある場合がありますよね。その後ろに人家があって、その堤防をどこか低くしてそこを通路にして

いますよね。そうすると高潮の、せっかく堤防ありましたそこが遮断されていますので、この横型のローラーゲートみたいになって閉めるようになってるんですよね。それ、陸こうっていうんです。はい。

(青木副会長)

分かりました。

啓発だとかをしていくときには、徐々に分かるようにしてもらわないと、言われても何をどうすればいいかということが通じないのでは、作業できません。分かる人が分かればいいということでしょうけど、そういうことは気を付けていきましょう。素人、市民が分かるようにということです。共通語、地震対策に備える共通用語として共有していかなければいけないだろうと思います。それ以外で大津波から逃げるということでありませうでしょうか。

ここの整理票は、命のところを出てくるんですね。大津波のところでの共助の避難において介助、援助の必要な人の把握だとかっていうの出てきますけど、整理票のナンバー18は独立の項目で出ますので、もしなければ、もう次にいきましょうか。

では、火災 28 番で火災から身を守るということです。これは、イメージはしやすいと思うんですけど、それで何か足すご発言何かありますか。

(事務局)

当然、家屋が倒壊することによって火が付くということですので、被害想定の中では一定被害が出るということで、全焼あるいはそれに伴っての死者数は算定はしていますが、数字的なものを手元に今は持っていませんので、ちょっとご説明できませんが。

(青木副会長)

そういう火災の想定をどうするか、それも頭に入れながら。耐火づくりのものをどういう形でということもあると思って発言しました。あとは都市ガス、プロパン、あとはガソリンとかですね。石油、ガソリンのものだと思います。そういう原因になるものを、想定しながら対策を立てていかなきゃいけないんじゃないかということだと思います。

次に 29 ということで、液状化とがけ崩れ、地盤沈下などから身を守るということです。液状化などはなかなか場所は分かってもそれを避けるっていうのは、できるのかどうか技術的に分かりませんが、液状化が起きそうな土質というか土の質のところであれば、それを防ぐ工事方法っていうのがあるのか、対応方法があるのかあれですが、含めてですか。最初の岡村会長のレクチャーの時には、かなり高知市内は液状化が起きるということを言われていました。ハザードマップでいえば、地盤沈下と液状化というのは相当起きるということを感じなければいけません。ハザードマップはもうあるわけですか。

(事務局)

液状化のハザードマップという意味ですか。被害想定を算出するに当たって、県内の液状化の傾向がどうなのかという大きいものはございますが、ただ実際に、より詳細な液状化のハザードマップというのは作成しておりません。一部高知市のほうが作成をしているという状況でございます。

(青木副会長)

でも、経済活動からいったら、これあんまり詳細に出したら地盤地価が下がりますね。地盤沈下の起きる、予想されるとかというのは問題が出てくるとは思いますけどね。

(多賀谷委員)

今の補足説明のような感じになりますけれども、液状化というのは調べれば分かることなんですよね。100%近く分かる。ただその推定の方法によって、技術的に精度がいいかどうかというのは問題ありますけれども、大体分かることなんですよ。これはやはりやっというほうがいいと思う。基本的にはですね。それは津波が、どこでどれだけ上がってくるかということに匹敵する大きな問題なんです。特にわれわれの個人の家の家もそうですけれども、事業所などでは、その工場が後々地震の後でちゃんと作業ができるかどうか、そういうことにも大きく影響します。液状化というのは大体地盤沈下を伴うものが多いんです。そんな場合に、建物は大体杭で支えられている場合が最近は多いですから、建物は残っているけれども周りが下がるということから、水道だとかガスだとか、そういう建物の外部との接続点がかなり壊れるだろうというふうに私は思っています。そういうところは、多分事業者側の責任において何かやるべきだと思うんですね。そういうスタディーのためにも、液状化のマップというのは必ずやる作業だというふうに作るということは必要な作業だというふうに私は思っておりまして、これは早急にやるべきことじゃないかなというふうに思っております。

(青木副会長)

今の趣旨でいえば、ハザードマップは基本的には、自分でやるものでしょうか。要するに公的な機関がこの土地はこうだということで、やるものであるということですか。

(多賀谷委員)

おっしゃる通りです。やはりその地域全体の話になりますので、例えば50mメッシュぐらいの感じの話になるんですね。ですから言われるように、その土地代が下がるじゃないかというような話はあるけれども、そこはもうそういう時代ではないだろうと私は思いますね。それによって人命に大きな影響がある、あるいは後々の事業活動に影響があるということですから、ここは避けて通れない話だろうというふうに思います。以上です。

(上田副会長)

その液状化の確認を、個人の住宅団地とかで、何かどうやってやるかという問題がありますよね。私たちの住んでいるところは埋め立て地で、昔、田んぼであった湧水地帯を埋め立てているので、危ないじゃないかと、液状化現象起こるんじゃないかという話あります。ところが地質学会のほうで、地震の被害想定ということで研究している人の話を聞きますと、近くで大きな建物のボーリングがあって、掘っていくと5mか6mぐらい下までいくと、大きなこういう石がいっぱい出てきたということです。そうするとそこは、液状化で家屋が沈んだり倒壊、傾いたりする恐れがないんじゃないかとかというようなことを聞きました。そうするとその地域の大体地質がある程度正確に分かる。ですから普通の住宅ではそんなベタ基礎みたいな感じで、ボーリングしてなかなか深くやらないので、多分分からないんじゃないかと思っておりますので、そういった地質学会の人の協力を得ながら自分の居住地周囲の工事の時の状況を、何らか

の方法で確認していくということが大事だと思います。そうすると今言われたように事業所の方の協力とか、あるいは公共施設の工事時の状況なんかも、何らかの形で反映していくことも考えたらいいんじゃないかと思います。

(事務局)

ちょっとよろしいですか。ボーリングデータをという話があったんですが、今国土地理院のほうで県内の土地条件図というものを作成しています。県内の何カ所かは作っておりますが、当然その土地条件図を作るに当たっては、公共であるとかそういった建物を建てる時のボーリングデータ、あるいは道路を作る時のボーリングデータ、そういったボーリングデータを全部集めた上で、地質の状況がどうなのかというのを精査して土地条件図というのを作っていきますので、そのボーリングデータが多く集まれば集まるほどより詳細な液状化のマップを作ることができるということになるんですけど、一定そういう取り組みがありますので液状化マップを作るに当たっては、国土地理院の土地条件図をベースにしながら作るという方法もあると思います。そこは行政がこれからどうしていくのかということになってくるとは思います。

土地条件図は官報販売所等で一部 800 円で購入でき、高知市と土佐市と安芸市がもう発売になっています。またほかの地域については順次作られていく予定であるようですが、土地の昔の記憶が地図には出ているということです。昔、川であったところの記憶であるとか、河川の氾濫でできた平野の部分はこちらである、ここは扇状地でできているという、今の地図の上でどういう地形の成り立ちでそこができたかということが描かれている地図ですので、一度ご覧になっていただけたらと思います。

(多賀谷委員)

今のことに関して、液状化というのはどういう条件で起こるかということなんですね。まず相手の土がどんなものかということがまずあるわけですよ。これは緩い砂地盤であると、水があると、地下水があると、こういう条件がまず必要なんですね。起こる条件ですけどね。それに対して我々は外力と呼んでますが、外から入ってくる地震力、揺さぶる力ですよ、それがどういう力なのか。これは時間的な要素も入れて、ゆっさゆっさ揺れるのか、あるいはガーッと揺れるのかその揺れ方によっても違います。そういう条件が分かれば推定は可能なんですよ。だからそういうボーリングのデータなり何なり、そういうデータが多いければ多いほど精度がいいわけですよ。要するに、相手がどうなっているかということを知ることができると。要は敵を知れば百戦危うからずという、そういう話に近くなってくるということなんですね。それともう一つは外力の推定。つまり地震動が、どれぐらいのものが起こるかということが問題なんですよ。大きいのが起こるか小さいのか、あるいはゆっさゆっさ揺られるのか、あるいはガーッと揺れるのか、そういう揺れ方によっても違ってきます。そういうふうな条件をつかまえればかなり推定は可能です。

なお、参考までに、最近では個人の住宅も地盤が悪い場合には必ず 7mか 8mか杭を打つように建築基準法で決まっていますよね。ですから、その辺りで地盤が悪いということがあれば必ずやるんだと。ところが古いものは、ビルにしる何にしる、そこら辺はかなりルーズにやられている場合が多いので、液状化が起こるか起こらないかという判定と同時に、それによって自分の建物なり何なりそういったものが大丈夫かどうかということも判定する。次のステップがもう一つあるということをお考えとかなきゃいけないということですね。以上です。

(青木副会長)

あちこちでハザードマップっていうのが出てくるんですが、今は液状化の話だけでしたけど、それ以外の地震のハザードマップとか、津波のハザードマップ、土砂崩れ、がけ崩れ、地盤沈下のだとか色々出てきますので、そういうハザードマップというのは基本的な情報として、誰がどういう形でどの程度の精度のものを作って情報を共有していくのかということ、かなり大きな課題だなというふうに思っています。それとハザードマップというのは、作って公開していくということでは意外と問題も出てくるものもあるでしょう。

ということで一応、シート 29 まで終わりました。中身を詳細に見ていくと問題があるものが残ってる部分があるんですが、どういう対策を立てるべきかということでは、かなり慎重な検討を要する項目が残って、その辺りから岡村会長が復帰してもらうことを願っています。

今日は一応ここで終わって、あと事務局から若干の連絡いただいて今日は終わりにしたいと思います。事務局のほうでよろしくをお願いします。

(事務局)

11月の26日にシンポジウムを予定していると、以前7月の会で申し上げました。もう一度確認させていただきますと、11月26日、日曜日の1時半から、会場はその1時間前の12時半から開けますが、高知県立県民文化ホールのオレンジホールで南海地震条例づくりシンポジウムを開催します。定員は約1,000名ほどを予定しております。これは以前にお話をさせていただきましたが、基調講演に京都大学防災研究所巨大災害研究センター長、教授の林春男先生をお招きして、南海地震が起こった後の、人間が住むこの社会でのどういう被害のイメージを、分かりやすくお話ししていただくということをお願いしています。先生に7月にこの検討会にお諮りしてご相談したところ、快諾していただきました。その後のパネルディスカッションでコーディネーターをしていただくことも引き受けいただきましたので、実は明日お会いしますので、この講演の中身やその進行等について打ち合わせをしたいと思います。ワークショップの報告が基調講演とパネルディスカッションの間に入ります。およそ3時間を予定していますが、ちょっと長くなりますのでめりはりのきいた進行ができるように工夫をしていきたいと思えます。実はパネルディスカッションのパネリストに、この検討委員の皆様の中からご出席いただきたい。12名ですとステージがいっぱいになって、個人が話せる時間も限られますので、会長含めて7名の方にはぜひ出ていただけたらと事務局のほうで思っています。出ていただけるという立候補がありましたら、ぜひここでご希望を伺いしたいですけどね。

(半田委員)

パネルディスカッションは7名出るんですか。

(事務局)

そうですね、会長含めてですね。人数については、まだ若干変更などもきくと思えますけれども、また今お声が挙がらないので、この後また役員に相談をしまして、また個別にご相談させていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

(半田委員)

あんまり自分が出たくないという訳じゃないですが、あんまり人数の多いパネルディスカッションは、聞いている方はあんまり面白くないですよ。やっぱり回転があるほうが面白いです。

(事務局)

何人ぐらい。

(半田委員)

大体4、5人ぐらい。多くて5人です。時間にもよります。

(事務局)

テーマをどうするのかというところを、コーディネーターを務めていただく林先生にもちょっと相談をしながら。やはりそれぞれの専門分野とか思いがある方で検討会の委員は構成されておりますので、その時間の中でどういうテーマ設定、幾つぐらいのテーマを設定するのか、それに当たって何人ぐらいの構成にするのかというところは、近日中に組み立てをしたい。その中で7名でなくても構わないということであれば、もうちょっと人数を絞り込むということになるかもしれません。地震の専門家である岡村会長がちょっとご相談できないような状況でございますので、コーディネーター役も兼ねてお願いをしています林先生にもご相談をして、そこら辺のアイデアなりをいただき組み立てたいと思っています。ただ、次回の検討会に詳細をお諮りするということであれば、県民の皆さま方にご案内をする時間が限られてきますので、できれば組み立てについては役員会にお諮りをして、パネルディスカッションに出ただけの方に、個別にご相談もさせていただいて、決めさせていただいて、あとはこういう内容にしますというのは各委員にお知らせをして、なかなか検討会の場で議論するというのは時間的な問題もあるので、そこは個別に話を聞く中で、こうしたほうがいいよということであれば、その意見を踏まえて組み立てをして準備ができた段階で案内チラシもつくって、県民の方に周知をしたいというふうに考えています。

次回開催の日時についてですが、10月24日、火曜日の午前9時半から11時50分まで、また場所については連絡をさせていただきますが、こちらで皆さんご都合のほうはいかがでしょうか。この日は実は二転三転、開催日と時間等が以前の資料からずれていることがありますので、今申し上げた24日午前9時半から11時50分までというのが、最終になっております。皆さんのスケジュールのほうをよろしく申し上げます。以上です。

(事務局)

スケジュールについては、シンポジウムがございますので、それまでに条例に盛り込むあらかたの骨組み、具体的にどういう、個別の内容についてはシンポジウム終わってから再度、検討するということになるんですが、骨組みについては一定議論をしておく必要があるんじゃないのかなというふうなことで、間に合えば次回の検討会とその次の検討会で、ご議論をいただければということで準備を進めさせていただきたいと思っています。

シンポジウムで終わった後も県民の方からいろいろご意見をいただいて、その後、骨組みを肉付けしていった条例の骨子の案を作っていくというふうな作業が年明けにかけて行っていく。その骨子案に対してご議論をいただということで予定しております。

(青木副会長)

今日はそういうことで終わりにします。次回、10月24日午前中ということでよろしく願いいたします。今日は、どうもご苦労さまでした。